

米穀政策(第二案)

昭和十一年四月

國政研究會

群馬県立図書館
文庫

4582

注 意 事 項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 313008 番

序

我國に於ける米穀政策は、全國民に對し直接的に利害關係を及ぼす重大問題である。從來幾多の對策の立案竝に其の實施を見たるものもあるも、依然米穀問題が何等の根本的解決を見ざりしによりても如何に之が難問であるかと推定せられる。

本會は曩に米穀政策第一案を發表したが、更に研究を重ね茲に第二案を立案した、本案は現時諸般の情勢に鑑み、從來の政策に徹底的の改革を加へんと試みたるものであつて、眞の目的は米穀需給の整調と價格の安定にあること素よりなるも、更にその根源に遡り、國民の中堅にして社會の健全階級たる農家に於ける經濟窮迫の禍因を芟除せんと試みたるものである。即ち米穀に關する限りに於ては、從來の如き内地及外地の一視同仁主義に基く自由主義政策の遵守を排し、完全なる經濟統制の觀念に立脚して米穀問題を解決し、其の對策を樹立せんとしたるにある。

本案が國策遂行上の一助となり、些かなりと國家の爲貢獻するを得ば幸甚なりと信ずる次第である。

昭和十一年四月

中村 藤兵衛

凡 例

- 一 本書ハ曩ニ本會ガ發表シタル米穀政策（第一案）ト姉妹篇ヲナスモノナリ
- 一 本書ノ内容ハ十項目ニ互リ、一項ヨリ九項マデハ米穀統制ノ基本的原則及各種米穀對策ノ批判ニシテ、十項ニ於テ米穀對策ノ要綱ヲ示セリ
- 一 本書ノ資料トセル各種統計ハ昭和九年度現在マデノモノニ據リタリ

昭和十一年四月

目次

一、米穀政策の眞の目的と任務とを再認識せよ	(一)
供給調整	(一)
食糧經濟と價格經濟の安定	(一)
農家經濟の安定	(二)
米價の安定	(二)
米價基準の公定	(三)
内地中小農の保護	(四)
内地地同一政策の不合理	(四)
二、供給調節を行ふべき所は何れに存するか	(五)
内地米價の安定	(五)
内地不足米の補給	(六)
外地米の移入増加	(六)
供給過剰の原因	(九)
米價下落の基因	(一一)

内地米買上策の不合理	(一二)
外地米移入制限の必要	(一三)

三、外地米の移入を如何に見るか

外地米の商品化的生産	(一四)
内地の外地米無制限吸收	(一八)
内外地米作經濟の差異	(二〇)
移入米放任策の錯誤	(二〇)

四、外地米に對する差別待遇是か非か

外地米差別待遇の妥當性	(二一)
朝鮮農業の特異性	(二三)
地主に依る資本主義農業	(二四)
粳摺及精白業の工業化	(二五)
米作經濟に内地資本の強大化	(二六)
鮮米商品化の獨占	(二七)

五、從來の移入米統制試案

(二九)

臺灣米の移入増加	(二九)
外地米の政府移入管理の必要	(三〇)
農林省移入統制案の缺陷	(三一)
外地米無制限買入の不當	(三四)
拓務省自治的統制案の矛盾	(三五)
内外兩地過剩米統制の不當	(三七)

六、米穀自治管理法案の欠陥

(三八)

政策上の逆行	(三八)
統制米割當率の不當	(四七)
農家經濟の壓迫	(五〇)

七、外地米移入許可制を布け

(五六)

外地米移入數量の限度	(五六)
買入、移入獨占交互施行の困難	(五八)
外地米移入許可制の實施	(五九)
商業自由を束縛せず	(六〇)
移入許可制の利便	(六一)

統制經濟觀の確立……………(六三)

八、移入許可制の齎すべき效果……………(六三)

外地米の生産調節……………(六三)

人為的減反案の不利益……………(六四)

自然的減反の發生……………(六六)

外地に於ける米食の増加……………(六七)

政府買上の廢止に依る負擔輕減……………(六八)

米穀需給特別會計の整理……………(七〇)

九、内地米に對する方策(價格公定制の維持)……………(七一)

内地米作の自由維持……………(七一)

外地米の季節的移入調節……………(七三)

内地自治組合の助成……………(七三)

現行制高制低價格の維持……………(七三)

移入數量に依る價格調節……………(八〇)

米穀取引所の活用……………(八一)

産業組合と中小商業との調和……………(八三)

十、米穀對策案要綱……………(八四)

米穀政策 (第二案)

一 米穀政策の眞の目的と任務とを再認識せよ

供給調整

我國に於ける米穀政策は、一面には米穀の需要供給關係を整調すると共に、他面には其の價格を調節する二重の目的と任務とを有することは、今更言を待たざる所である。そして既往に於ける政策は、時に或は前者の方面に重きを置くと呼せられ、時に或は又後者の方面に重きを置くと呼せられて來たが、何れにしても此の兩方面は互に密接に關聯したものであつて截然と分離することの出来るものではない。そして價格の調節を行ふ爲めには必ずや同時に需給關係の整調を爲すことを必要とする次第であるから、米穀政策の根本が結局需要供給の關係を整ふことに存するは、否定すべからざる所である。然かも實際に於ては主要食料たる米穀の需要を政策を以て人爲的に變化せしむることは困難であるから、需給の整調といふことは畢竟需要に對して供給を整へ、依て以て兩者の適合狀態を整頓せるものたらしむることに外ならない次第である。

食糧經濟と價格經濟の安定

此の意味に於ける米穀の供給調節といふことは我國現下の米穀政策の

實際的内容意義を形造るわけであるが、その目的とする所は更に又二様に區別して考へることが出来るのであつて、一面には國民食糧に不足なからしむるといふこと、他面には米穀價格に甚しき動搖なからしむることに存する。そして前者は消費經濟を主たる見地とするに對して、後者は寧ろ生産者たる農民の經濟を主たる見地として然かも同時に一般消費者の利害をも考慮するものである。然しこれを主として消費經濟に見るも、將又主として生産經濟に見るも、米穀供給に對する量的調節を行つて、食糧經濟と價格經濟との安定を圖ることが政策の眼目を爲すことは絮説を待たざる所である。

農家經濟の安定

然るに今國民食糧政策としての米穀政策の意義を暫く抜きにして、價格政策としての意義を眼中に置いて考ふるならば、國策に依て米價を安定することの必要は、何と謂つても之に依て農家經濟の安定を齎らし、國民の中堅たり社會の健全階級たる中小農民の生活を安定して、國家生活一般の堅實性と安全性とを確保せんとすることに存するは否定すべからざる所のものである。即ち之に依てたゞ生産者たる農業者の業務利益を増加せしめ營業としての農業を立行かしめ繁榮せしめんとする經濟政策的の目的以上に、農民生活を安定し中産階級としての其の地歩を保持するを得しめんとする社會政策上の目的が最も強く意識せられるといふことは、又最も強く意識されなくてはならないといふことは見通してならない所である。

米價の安定

されば我國の米穀政策は、農民の利害を主位に置くものであるが、さればとてそれは決して大地主の如きもの、經濟的利益を擁護せんが爲めのものでもなければ、米穀に關する加工的若く

は商業的利益を獲ることを以てその業務の目的とする人々の營利的地位を確實ならしめんが爲めのものでもない。自ら地に親しみ額に汗して農業にいそむ中小農民の經濟、特にその生活の安定を圖らんとするものに外ならないのである。従てそれは米價が餘りに下落したり、乃至は又一般物價の騰貴するに伴つて騰貴し得なかつたりする場合に、米價の維持若くは引上を企圖する政策として表はれる場合が多い筈であるが、さればとて、たゞ只管に米價鈞上を企てんとするものではない。國策の見地より一方に中小農民の生活を安定せんと欲すると同時に、他方には又中小商工業者、給料生活者等の中産階級と労働者階級との消費經濟上の利害をも考慮してやはり其の生活の安定の脅かさるゝ如きことなきを欲するが故に、つまり米價は一定程度の高さの範圍内に於て安定することを以て希はしき状態と見、常に其の安定策を講ぜんとするものである。

米價基準の公定

此の意味に於て從來の米穀政策が米價基準なるものを設け、其の上下一定の範圍内に於て米價の安住地を見出さしめ、その範圍内に於ける小幅の變動は之を市場の狀況に一任するも、その上下の限度を超へたる大幅の變動を爲すことなからしめんと企て、終に最高價格と最低價格とを公定するまでに進んで來たことは、政策の目的上より之を見て妥當のこと、謂はなければならぬ。蓋し米價の安定は農民生活の安定であり、同時に又中産以下の一般消費者の安定であるからである。

米價政策が國民生活の安定の爲めに行はれる社會政策的な意義に富んだものであるといふことは、熟くと記憶せらるべきことであつて、それは畢竟國家生活の安定と社會生活の堅實とを齎らすことに其の

終局目的を置くものなることを吳々も注意して忘るべからざる所に屬する。

内地中小農の保護

果して然らば、茲に考へなければならぬことは、米價政策に依つて確保せんと欲する國民生活の安全性の中心を爲すものは、やはりどうしても日本内地の中小農民並に中産以下の消費階級であるといふことである。朝鮮臺灣等に於ける農業者其他の中産及無産階級といへども、固より等しく帝國の臣民であつて、國を造るに内地の人々と甲乙はなけれども、今米穀政策に關して表はれてゐる問題は、米價の著しき下落に依つて内地の中小農民の生活が危殆に陥らんとする恐のあるといふ事實が事實としては其の基礎を爲してゐることは、掩ふに由なき所である。そして又我が國家生活の中堅を爲し社會的生活の安全辨として最も重き責務を感じるものも亦内地の農工商其他の中産階級でなければならぬことも、事物を眞率に理解する者は誰しも之を否定し得ない所である。されば我が米價政策が社會政策として有する任務は、内地に於ける中小農民の經濟と併せて其の生活の確保といふことと、内地一般中産階級及無産階級の消費經濟上より見たる生活安定といふことに、其の中心を置くことは、米穀政策の出發點よりして之を考ふるも、將又米價政策の眞意義よりして之を考ふるも、極めて明白なことであらねばならぬ。

内地同一政策の不合理

總べて斯くの如き見地よりして吾人は飽迄も我國米價政策の意義は之を國民生活の安定といふ社會政策上の意義に於て之を求め、其の任務の重點は内地に於ける社會的生存に存することを認識せんとするものである。

然るに近時動もすれば内地と朝鮮臺灣とを一樣平等に取扱はなければならぬとする見地から、米穀政策上に於ても内地米と朝鮮米及臺灣米とを別様に取扱ふことに對して極力反對し、常に内地一視同仁の見地から米穀に關する國策を進行せしめんとする者が少くないやうである。たゞ單純に平等といふことを以て公平と考ふる見地からすれば斯かる態度も是認せられるであらうが、平等待遇必ずしも公平待遇たらざるに加へて、抑も米價政策なるものは元來その目的とし任務とする所が、敍上の如きに在ることを知るからには、斯くの如き平等待遇觀を以て之に臨むといふことは、米價政策の本旨に叶ひ得ざるものと謂ふ外はない。されば今若し内地米を一樣平等に取扱へといふ態度を以てする限り、我が米價政策は終によく其の本來の任務を果し得ざることは自明の理に屬する、此事を先づ以て深く認識すべきである。

二 供給調節を行ふべき所は何れに存するか

内地米價の安定

米價政策として之を見たる米穀政策が、米價を安定せしむる必要上、需要に對して供給を調節するといふことを以て其の任務と爲すことは前に之を述べた通りだが、然らばその供給調節は何れの所に於て之を行ふべきであるか。然かも米價政策の目的は内地に於ける米價の安定を計るといふことに存するを忘れないで之を考へて見なければならぬ。

内地不足米の補給

今之を内地だけに就て見るならば、米穀の需給状態は近年常に甚しき供給不足の状態を呈してゐることは周知の事實であつて、若し外地より米穀の移入が行はれないものと假定するならば、内地米價は供給不足の爲めに現在の價格よりもずつと高くなつてゐるであらうことは明かである。然らば内地の米穀生産者の所得は現在よりもずつと多くなつてゐるであらうことも明かで、同時に又現在米作をしては到底引合ひ兼ねるやうな土地の上に於ても米穀生産が適當な採算を以て行はれ得るものゝ少からざるべきことも明かである。

然し之を食糧政策的に考ふるならば、内地に於ける米穀需要に對しては供給大いに不足する結果、少からざる困難を感じるであらうことも亦明かなる所であつて、その困難を取除く爲めには、到底何程かの適當量の外地米移入なくしては叶はざることも議論の餘地なき所である。

茲に内地を中心として觀たる米價政策と國民食糧政策との矛盾が存する。そして兩者の調和は畢竟需給の適合する點に於て求めなければならぬわけであるが、その供給不足分を比較的生産費の多くかゝる内地の生産増加を以て補ふか、(なぜ生産費が比較的多くかかるかといへば耕境を擴げて現在よりも生産條件の悪い土地を耕し又は集約限度を進めて行かなければならぬからである) それとも比較的生産費の安くて済む朝鮮米臺灣米の移入を以て補ふかは、(朝鮮臺灣では内地に比し一般的にはまだ集約限度が低いから比較的安い生産費で生産が行はれ得る) 之は大いなる問題であらねばならぬ。

外地米の移入増加

若し状態を自由競争のまゝに放任するならば、競争上生産費の安くて済む方が

勝つて、その供給補足が専ら行はれることは明かである。從來の實狀が之を證して餘りあるのであつて、朝鮮米臺灣米の移入が年々に著しく増加して來て居る。

試に内地に於ける米穀の總消費量に對する内地米穀生産量の比較を見るならば、次表の如く大正元年度に於て既に消費總量五四、三三二、〇九三石に對して生産量は五一、七二一、八七七石を出でず從て其の不足額二、六一〇、二一六石を越ゆる有様であつた。其後毎年不足量は増加するばかりで昭和九年度に於ては總消費量七六、七四九、七四〇石に對して生産額は七〇、八二九、一一七石で不足量實に五、九二〇、六二三萬石に達する有様となつた。即ち大正元年度には消費量の九五%に及んでゐた内地生産量が昭和九年度に於ては九二%弱にしか及び得ない有様となつて來てゐるのである。此の状態は常識的な事實として一般に知られてゐる所で、内地に於ける米穀の消費量としての需要に對して内地産米を以てする供給を考ふる限り、供給過剰を考ふべき餘地はなく、常に供給不足を眼中に置くを以て足り、たゞ其の不足量が多いか少いか年々何程の量に上ぼるかといふことが問題となるに過ぎぬ。

内地産米不足高 (米穀要覽による)			
年次	産額(A)	消費總額(B)	不足額
大正 一	五一、七二一、八七七	五四、三三二、〇九三	三、六一〇、二一六
二	五〇、三三三、三九四	五四、五〇三、四九六	四、一六九、一〇二
三	五〇、三五九、三七九	五一、三三七、二二〇	一、〇六七、八四一
			(A)/(B)
			九五%
			九三%
			九八%

四	五七、〇〇七、五一〇	五八、九二二、四四二	一、九一三、九三三	九七
五	五五、九二四、〇七九	五八、二二五、九七六	二、三〇一、八九七	九六
六	五八、四五三、三六六	六二、二二九、五五五	二、七六七、一六九	九五
七	五四、五六七、九二七	六二、七四〇、二五四	八、一七三、三三七	八七
八	五四、七〇〇、一六一	六三、〇七八、四九〇	五、三七八、三三九	八八
九	六〇、八一八、六八八	六三、三七六、六三三	一、四九八、九三四	九八
一〇	六三、二〇八、五五〇	六五、〇三七、二〇三	一、八二八、六六三	九七
一一	五五、一八〇、四六八	六二、八六一、九三四	七、六八一、四六六	八八
一二	六〇、六九三、八五一	六六、七二〇、八三〇	六、〇一六、九七九	九一
一三	五五、四四四、〇八九	六五、七七八、五一五	一〇、三四四、四二六	八四
一四	五七、一七〇、四二三	六七、〇四六、一七三	九、八七五、七五九	八五
一五	五九、七〇四、二八六	六八、二二三、〇一七	八、五二七、七二一	八八
昭和	五五、五九三、八三〇	六七、一六四、八八三	二、五七三、〇六三	八三
二	六二、一〇三、五四一	七〇、二七六、三三三	八、一七三、七八二	八八
三	六〇、三〇三、〇八九	六九、四六七、七六二	九、一六四、六七三	八七
四	五九、五五七、六九四	六八、九一〇、〇五四	九、三三三、三六〇	八六
五	六六、八七五、五五五	七三、九七八、二四三	六、一〇三、七〇八	九三
六	五五、二二五、二六三	六六、三三四、〇六六	二、一三六、八〇三	八三

八	六〇、三九〇、〇九六	七三、四一三、八九〇	二、〇三三、七九二	八三
九	七〇、八二九、二二七	七六、七四九、七四〇	五、九二〇、六三三	九三

斯かる状態であるから、内地のみを切離して考へる場合に於ては、米價に關しては毎年供給不足に依る米價高の状況を見るばかりで、若し米價調節の必要ありとせば、そは如何にして米價の甚しき騰貴を抑制して一般消費者の困難を救ふべきかといふことでなければならぬ。決して其の供給過剰に依る米價下落に對して、如何にして之を引上げ、依て以て内地米穀生産者の業務上と引いてはそれが爲めに生活上にまで被る困難を救ふべきかといふことにはなり得ない筈である。

供給過剰の原因 實際に於ては内地生産米を以てする供給の不足は年々之を幾分の外國米輸入と朝鮮及臺灣よりする移入米とを以て補充することになつてゐるのであつて、其の數量は、大正元年に於て

は輸入數量二、〇一一、二六八石移入數量朝鮮米二四六、〇四一石臺灣米六五二、五七八石で、移入量は兩者を合せても九十萬石に足りない有様であつたが、其後段々に其の生産増加に伴ふ移入能力の増加に依り輸入は減じて移入が増すやうになり、特に大正の終り昭和の初頃からは其の量が著しく増加することになつた。そして昭和九年の状況に於ては、輸入米は僅々一七二、二三三石を計上するに過ぎざるに反して、移入米の方は朝鮮米八、九五二、六九四石臺灣米五、二二三、七八三石といふ巨額に達し、朝鮮米と臺灣米とを合計すれば一四、〇七六、四七七石といふ巨額に及び、内地生産量の七〇、八二九、一一七石に對して其の二〇%、總消費量七六、七四九、七四〇石に對しても一八・四%を占むる有様となつてしまつ

た。實に夥しき移入増加といふの外なく、然かも其の移入量のあまりにも大なるが爲めに、内外地米を合計して之を總消費量に對立せしめたる需給關係に於ては却つて供給過剰となる有様を呈し、近年に於ては概して供給過剰を以て常態とする有様となり、爲めに米價はとかく頭を抑へられ氣味で、米價政策は常に米價引上の爲めに行はれる形を示すことにならざるを得なくなつたやうなわけである。試に大正十年以來の各年度に於ける次年度への持越米の高を示すと左表の通りである。

大正 十年		翌年度への繰越額
"	十一年	八、一六一、二九一石
"	十二年	七、三〇五、二七〇
"	十三年	六、七八九、八五〇
"	十四年	五、二一〇、二三四
"	十五年	五、五〇〇、〇三一
昭和	二年	五、九六七、七七一
"	三年	五、七六五、五四一
"	四年	七、八四〇、一九二
"	五年	七、〇二七、五五七
"	六年	五、七一九、二四一
"	七年	九、一四〇、二四七

"	七年	八、九〇七、四三〇
"	八年	九、〇〇七、五九八
"	九年	一六、四三〇、八九二

大體近年に於ける翌年度への持越米は年額五百萬石見當を以て通常状態とすと考へられてゐるのだから、右表に示されたる各年の繰越高は常に遙かに之を超過し、甚しきは倍額にも及ぶ有様であつた。之では大體に於て米價が抑へられるのは當然であつて、總體量に於ける米穀供給過剰の事實を否定し難い。然かも思へばその供給過剰は専ら朝鮮米及び臺灣米の移入過剰より來るものであつて、内地產米を以てする供給の不足額を補ふに必要な額よりも遙かに多量の移入が行はれるやうになつたことが、斯かる内地米穀市場に於ける供給過剰の状態を造り出したものたるに外ならない。

何しろ大正元年より昭和九年に至る二十三年間に於て臺灣米を合せて移入量八九九、六一九石(内朝鮮米二四六、〇四一石、臺灣米六五二、五七八石)に過ぎなかつたものが、躍進的に増加して一四、〇七六、四七七石(内朝鮮米八、九五二、六九四石、臺灣米五、一二三、七八三石)といふ巨額に達し、其の増加歩合は實に十五倍半以上(一〇〇對一、五五五)に及ぶといふ有様であるから、其間内地產米が大正の初頃の五千萬石程度から近年の平均作六千萬石乃至六千五百萬石に増加したるに過ぎないのと比較して、比較にも何にもなつたものではないのである。

米價下落の基因

事情右の如くなりとせば、近年のやうに米穀の供給過剰に依る米價安といふこと

が問題になり、米價を適當程度に引上げるといふことが政策上の意圖として指導精神を爲す限りに於ては、米の供給を需要に對して適當に調節する爲めに政策の發動が要求せられ、然かもそれは現實供給を減ずることの要求として表はるゝは當然である。そして其の供給調節は、之を内地米に對して行ふよりも、臺灣米及朝鮮米にして内地に移入せられるものに對して行はれることが當然でなければならぬ。内地の供給不足を補ふために必要な量だけは移入しなければならぬが、その必要量を越えて移入すべきものではなく、此事國民食糧の自供政策といふ見地から見ても當然のことである。足りないだけは移入しなければならぬが、餘つて困る程移入する必要は無い。此事はわかり切つたことで食糧政策の根本主旨から考へて見ても、米價政策の本來の出發點と立場とから考へて見ても、當然過ぎる程當然であることは前にも一言した通りである。

内地米買上策の不合理

然るにも拘らず、從來の米穀政策は此の根本義を忘れた觀がある。即ち米穀の供給調節を爲す爲めに政府買上を行ふに當つても、需給關係からいへば前述の如く問題に觸れて來ない内地產米を買上げて、正に問題に觸れ問題を形造る所の臺灣米には多く政策の手を及ぼさなかつた。とかく政策の標的となるべきものは臺灣米でなければならぬのに、その方よりも却つて政策の標的として直接關係なき内地產米に手を入れて政策を行つて來たのは間違である。

見よ現に外國米は必要ならば輸入するが必要でなければ輸入しないといふ立前を取つて來て居るではないか。蓋しそれは内地の需要上の不足を補充するが爲めの米であるからである。

然るに同じく内地產米の供給不足を補充すべきが爲めの米でありながら臺灣米は自由に移入されるだけ移入されて、其の量的調節を行はないといふのは、一體おかしな話でなければならぬ。たゞそれをしてないのは内地米と臺灣米とを一視同仁的に取扱はなければならぬといふ考に捕はれるからのことである。けれども思へ、かゝる一視同仁主義の自由主義を遵守するからには、食糧國策とか米價國策とかいふやうな政策を弄することは、一切止めてしまはなくては理論の辻褄が合ひ兼ねるのである。苟も國策を行ふからには、國家生存の大局から見ても、必要止むを得ざることは敢然之を行ふのでなくては、國策にはなり得ない。又其の効果を擧げることも出來難い。一切を平等に扱はうとするならば自由放任の態度を採る外はない。自由放任ならざる所に政策は生れるものであることを、吳々も理解すべきである。

外地米移入制限の必要

斯るが故に吾人は我國策としての米價政策は、今日の所どうしても臺灣米を實地政策發動上の標的として行はれなければならぬと信ずる。供給過剰の年に於て政策上その過剰を制限する必要ありとせば、臺灣米の移入量を制限して之を需給關係上より見たる適當量に居らしむるやう努むべきである。此事は率直に之を認識しなくては、米價政策は常に其の的を外れて、勞して功なきに終るのみである。從來之を認識すべくして認識せざりしことが間違であつた。此の間違を何時までも固持するのであるならば、米價政策は寧ろ早く斷念して止めてしまつた方がよいかも知れない。

三 外地米の移入を如何に見るか

外地米の商品化的生産

前項に論ずる所に依つて明かなやうに、現今我國に於ける米價政策の重點は、米價を調節する爲めに、米穀の需要に對する供給を調節することを必要とする限り、そして其の調節といふ意味が、需要に對する供給過剰を整理して需給の適合を得しむることに存する限りに於ては、朝鮮米及び臺灣米の移入制限に在るのである。

惟ふに現今朝鮮及び臺灣に於ける米穀の生産は、朝鮮及び臺灣それ自身に於ける米穀消費上の必要に應ぜんことを以て主となるものではなく、主として専ら之を内地市場に供給せんが爲めに商品として之を生産するものである。従て朝鮮及臺灣に於ける米作は營利的な目的を以てする資本主義的生産たる性質を内地に於ける米作よりも遙かに多く具有したもので、此事については後に詳論したいと思ふが、とにかく内地への移出といふことを主眼として米作の改良を行ひ増殖を爲し、米穀收穫の増加するにつれ、年々益々多量の内地への移出が行はれ、近者其の量實に驚くべきものあるに至つた次第である。

仍て朝鮮米及び臺灣米に就いて其の内地移入數量の比年増加の狀況を示せば、實に左表の如き有様である。(各年度は前年十一月より其年十月に至る)

		朝鮮米		臺灣米		合計	
		石	石	石	石	石	石
大正	一	二四六、〇一四	六五二、五七八	八九八、五九二			
"	二	二九四、四二六	九八〇、八五二	一二七五、二七六			
"	三	一、〇二五、〇一〇	八二二、四四八	一、九三七、四六八			
"	四	一、八七三、一三九	六九四、五四〇	二、五六六、六七九			
"	五	一、三三三、七六八	八〇一、九四〇	二、一三四、七〇八			
"	六	一、一九五、一七二	七六六、〇八三	一、九六一、二五五			
"	七	一、七三三、九六九	一、一三九、〇五五	二、八七三、〇二四			
"	八	二、七七四、六一二	一、二六二、五七〇	四、〇三七、一八二			
"	九	一、六四〇、二〇八	六六三、一一〇	二、三〇三、三三八			
"	十	二、九〇四、七八〇	一、〇三四、二四八	三、九三九、〇二八			
"	十一	三、一三六、〇一七	七四〇、六一八	三、八七六、六三五			
"	十二	三、四五三、〇一八	一、一三一、九〇五	四、五六四、九二五			
"	十三	四、五四七、五七〇	一、六五八、二〇七	六、二〇五、七七七			
"	十四	四、四三八、三九二	二、五三二、一三六	六、九五〇、五二八			
"	十五	五、二二三、二四八	二、一八六、五七六	七、三九九、八二四			
昭和	二	五、九〇九、七三六	二、六三七、八九九	八、五四七、六三五			
"	三	七、〇六八、七〇九	二、四三〇、五六九	九、四九九、二七八			

昭和	四	五、三七七、九七六	二、五三三、三三三	七、六三三、二一〇
"	五	五、一六七、〇二五	二、一八五、四三四	七、三三三、四九九
"	六	七、九九三、二七五	二、六九八、七〇一	一〇、六九〇、九七六
"	七	七、一九八、三三一	三、四二八、八二二	一〇、六一七、一五三
"	八	七、五三一、八九一	四、二六八、八三四	一一、七四八、七五五
"	九	八、五三三、六九四	五、一三三、六三三	一四、〇七六、四七七

一六

斯くの如く年と共に確實なる足取を以て増加し來り、昭和に入りて以後の増加は特に著しく、朝鮮米は年々五百萬石以上九百萬石に及ぼんとする有様であり、臺灣米も二百萬石臺より最近は一躍五百萬石を越ゆる有様となり、兩者を合すれば近年は年額七、八百萬石より一千四百萬石に達する狀況である。試に朝鮮米について各五年平均に於ける移入量の増加狀況を見るに左表の如し。

五ヶ年平均	實量	指數
大正 四年—大正 八年	二、二四七、九一一	一〇〇
大正 九年—大正十三年	三、三八七、五八六	一五一
大正十四年—昭和 四年	五、八六二、一一一	二六一
昭和 五年—昭和 九年	七、三六八、四四一	三二八

實に驚くべき躍進的增加と謂はねばならぬ。

次に臺灣米について、同様なる五ヶ年平均比較を見るに、左表の如き有様である。

五ヶ年平均	實量	指數
大正 四年—大正 八年	九三六、八三八	一〇〇
大正 九年—大正十三年	一、〇四五、六二〇	一一二
大正十四年—昭和 四年	二、四〇六、〇八二	二五七
昭和 五年—昭和 九年	三、五二八、七一一	三七七

臺灣米も朝鮮米も各五年平均に於て大體似たやうな割合を以て其の移入量の増加を示して來てゐるのであるが、さて右の如く増加せる臺灣米及び朝鮮米の移入は、元より内地に於ける需要に對して内地産米の供給が不足せる所から其の補充の必要の爲めにせられたるものなること、既述の通りであるが、其の補充必要量に對して移入供給量は近年常に過剰する状態にあることも既に一言した通りである。仍て試に内地に於ける不足量と移入量とを比較した表を作つて見よう。既往十年間について見る。不足量といふは内地の需要總量より内地産米量を引去りたるものである。(△ハ不足量)

	内地不足量	輸移入量	輸移入過不足量(輸入量)
大正十四年	九、八五、七五九	二、〇八八、三四四	二、二二、五八五(五、一三六、三三〇)
" 十五年	八、五二七、七三三	九、五四一、三三七	一、〇三三、六二六(二、一四一、六八四)
昭和 二年	二、五七三、〇六三	二、六七〇、三三九	一、〇九六、四二七(四、一三八、七六五)
" 三年	八、一七三、六二二	二、二五五、五九	三、〇八一、七三七(一、七五三、〇〇一)
" 四年	九、一六四、六七三	八、九〇九、四一〇	△ 二五五、二六三(一、二七七、七四八)

一七

五年	九、三三、三六〇	八、六〇、四二一	△ 七、九、九四九(一、二四八、四四四)
六年	六、一〇、七〇八	二、五三、六三九	五、四一八、九三二(八三九、六四〇)
七年	二、一五八、七七一	二、六〇三、六〇六	四四四、八三五(九八四、八七〇)
八年	一、〇三三、七九三	二、七四七、七〇七	七三、八二五(九八、一六〇)
九年	五、九二〇、六三三	一四、二四九、三九三	八、三三八、六七〇(一七、三三三)

右表に示す所は甚だ大ざっぱなものであつて、大體の見當を知るに適するに過ぎないが、それにして昭和三年に至るまでは輸入と移入とが内地の供給不足量以上に行はれ、爲めに年々百萬石以上三百萬石くらゐは過剰の輸移入を見たといふことが出来るであらう。そして昭和四年と五年とは却つて移輸入量の不足を示したが、其の後は又過剰移輸入が行はれ、然かも輸入量は大きいに減じて來てゐるから、昭和六年の如きは主として移入米が過剰に供給されたことを物語り、昭和九年に於ても亦移入量が頗る過剰したことを示す次第である。

内地の外地米無制限吸収

所謂外地米即ち朝鮮米と臺灣米との移入が斯くも年々多量に行はれるやうになつたについては、彼地に於ける産米増殖計畫が着々功を奏し大いなる成績を擧ぐるに至つたことが、其の移入をして可能ならしめ、同時に又移入量が年々幾らでも多く内地に吸収せられる状態が、彼地の米穀生産を刺激して愈々生産増加を實現せしむるに至つたと見る事が出来る。試に朝鮮に於ける米穀生産量増加の趨勢を窺ふに、各五ヶ年の平均に於て實に左表の如きものである。

(東畑精一、大川一司共著)
(朝鮮米穀經濟論 五四頁)

五ヶ年 平均	生 産 高	指 數
大正 四年——大正 八年	一三、九七八、三三五 _石	一〇〇
大正 九年——大正十三年	一四、四二〇、七七〇	一〇三
大正十五年——昭和 四年	一四、八二〇、七六九	一〇六
昭和 五年——昭和 九年	一六、六九八、七九三	一二〇

生産増加の状態は洵に確實なる足取を以て進んでゐる。そして最近に至つての増加率は目立つて大きくなつて來てゐるが、これは斯かる場合増殖計畫の性質上から見て當然のことであらねばならぬ。

然るに茲に考ふべきことは、此の表に依つて窺はれる生産増加に比較して、移入増加の方が遙かに多大であるといふ事實である。即ち前に示した所に依つて明かなやうに、昭和五年より九年に至る五ヶ年平均に於ては、大正四年より八年に至る五ヶ年平均に對比して指數三二八を示す有様である。今右表に據つて生産量と移出量との比較を見れば次の如き有様となる。

	生 産 高	移 出 高	生産高に對する 移出高の歩合
大正 四年——大正 八年	一三、九七八、三三五 _石	二、二四七、九二一 _石	一六・二
大正 九年——大正十三年	一四、四二〇、七七〇	三、三八七、五八六	三三・五
大正十四年——昭和 四年	一四、八二〇、七六九	五、八六三、一一一	三九・五
昭和 五年——昭和 九年	一六、六九八、七九三	七、三七六、五三〇	四四・二

即ち大正四年より八年に至る五ヶ年平均に於ては移出量は生産量の一割六分に過ぎなかつたものが、

昭和五年より九年に至る平均に於ては四割四分になつてしまつてゐるのである。換言すれば二百萬石臺の移出であつたものが最近では七百萬石以上の移出量を示し、正に三倍以上に増加し、近年の實狀としては生産量の半に近いものが内地に向けて移出されてゐるのである。

内地米作經濟の差異

つまり今や朝鮮の米作は主として内地への移出を目的として行はれるかの觀あること、既に一言した所と一致するのであつて、内地に於ける米作經濟と朝鮮(臺灣も同様である)に於ける米作經濟とは、頗る其の性質その趣旨を異にしてゐることがわかると同時に、朝鮮内に於ては米穀の消費量を減じて尚且年々内地への移出量を増しつゝあることが見出される。

朝鮮に於ける米穀消費量減退の狀況次の如き有様である。(東畑精一、大川一司氏共著朝鮮米穀經濟論八六頁)

年	次	總消費量	人口總數(四月末現在)	一人當年消費量(A)	Aの指數
大正	四年——大正	八	一六、五七、八五	〇・七七一	100
大正	九年——大正十三年	二一、一五、九七	一七、五四、九三	〇・六三七九	九〇
大正	十四年——昭和	四	一八、九七、一八四	〇・五二二四	七三
昭和	五年——昭和	八	九、〇七、五五	二〇、二四、三〇三	六三

食ふのを控へても賣れるだけは賣るといふのが朝鮮の米に關する實狀であつて、これでは移入量の年驚くべく増加するのも當然である。

移入米放任策の錯誤

所で問題は斯かる事實を内地の米穀政策の立場から見て、何と觀察するかと

いふことである。斯かる狀況を以てする移入の増加を、たゞ成行に放任し、内地米平等待遇といふ觀念的な立場から、其の移入される月割平均を計るといふことまでは行つてよいけれども、年々の移入總量に至つては絶體に之を制限すべからずといふ態度で以て、果して我國の米價政策然かも内地を主位に置くべき政策上の必要から之を見て、所期の目的が達せられ、政策の効果を擧げ得らるゝであらうか。斯くも急激に増加しつゝ年々殺到する外地米を來るがまゝにまかせ、其の爲めに夥しき供給過剰を見る年があつて、内地米價はそれが爲めに甚しく抑壓せられる實狀を其儘にして、米の買上は寧ろ主として内地米について行ひ、然かも供給過剰で米價が下落してから買上を行ふといふやうな遣方では、所詮米價政策の効果は十分に表はれて來ないのではあるまいか。その遣方は例へば庭外から水が流れ込んで池の水が溢れて困るといふ場合に、流れ込む水流を調節しないで、池の方の水を汲み出すやうな遣方である。蓋し好んで勞多きを選ぶものと謂はなければならぬ。庭池の水が不足する時には適當に庭外から引いて流れ込ませ、池があふれる際には流入量を調節したらどんなものであらう。蓋し政策の目的は池の水量を適當に保つといふことに在るのだから。

四 外地米に對する差別待遇是か非か

外地米差別待遇の妥當性

上に説く所に依つて之を見れば、我國に於ける米穀政策特に米價政策は、

どうしても外地米に對する施設を爲すことを離れては、十分所期の目的を達し難いことが明かである。従て吾人は率直に外地米の移入を國家の手に依つて管理することの必要を感じ、之に適する方策を樹てんことを望むものであるが、此の考に對しては既に一言したやうに常に斯かる差別的待遇をすることの不可が論ぜられる。然し吾人は政策上斯くの如き差別待遇をすることは、常に必ずしも不可なりとは信ずることが出来ないであつて、差別することの正當なるものは差別して一向に差支なく差別的に取扱ふことが却つて公平待遇を爲す所以であることもあり、特に政策それ自體の目的が、内地農民階級の社會的存在を確保せんとするに在る當面の米價問題に於ては、内地農民と外地農民及米穀商人其他の米穀業者を區別して考ふることは、寧ろ當然なるを思ふものである。

之に就いては、外地に於ける米穀經濟の一般的機構や生産及び販賣に關する組織などに就いて、やゝ詳かな検討を試むることが必要であつて、之を爲すことに依つて、外地に於ける米穀經濟の特異性を知ることが出來、従て内地に於ける米穀經濟特にその生産組織と甚だしく相違する點を明かにすることが出來、相違するものを同一に取扱ふことの却つて不合理で、別異に事情に即して別異な取扱をすることの合理的なるを明かにすることが出来るのである。仍て少しく朝鮮に於ける米穀經濟の實狀を窺つて見ることとする。

朝鮮農業の特異性 人の知るが如く朝鮮に在つても土地の所有が非常なる大地主に集中せられてゐるといふことは謂ひ得られないけれども、然し之を内地に比すれば土地所有の集中的傾向は大である。

そしてかなりの大地主が少からず存在し、然かもそれ等の中には内地の富豪や内地人たる大中地主がかなり多數に含まれて居り、其等のものは、農業を生計の爲めに營むよりも利得の爲めに營業として經營し若くは又たゞ所得のために小作料を取ることを以て目的とする者が少くない。

農地の所有の集中的傾向は自らに農產物就中特に米穀の集中を伴ひ、彼地に於て生産されたる米の分配せられる状態を見れば、地主の手に集まるもの總產米高の三割五分以上四割に近く、其の殘餘が自作農と自作兼小作農と小作農との間に分配せられる有様で、大體左表の如き歩合の分配が行はれてゐる。

(前掲朝鮮米穀經濟論八一頁)

地主	三七・二八%
自作農	一四・八二
自小作農	二八・一二
小作農	一九・七八
計	一〇〇・〇〇

そして此の地主の產米集中といふ事實は、朝鮮に於ける小作制度が之を助長するものである。即ち其の小作制は大部分は分益小作制であつて、生産されたる米穀そのものを一定歩合に於て地主と小作人との間に分配するのであるから、小作制度の極めて廣く行渡つてゐる朝鮮としては、米穀の地主集中は甚だ顯著ならざるを得ないのである。然かも小作料の歩合は、分益制小作の精神からいへば地主と小作人との間に折半するを以て原則となすべきではあるけれども、實際に於ては地主がより多くの部分を收納

すること寧ろ一般の例であつて、甚しきに至つては收穫米の三割くらゐしか小作人の手に残らぬものもある。それに小作料は色々の名義のものが之に附加せられ、又地主からの玄米の前貸が廣く行はれて、小作人は彼や此やの爲めに收穫米のほんの僅かの部分しか手に残し得ず、大部分は地主の手に歸してしまふのが實狀である。

地主に依る資本主義農業

最近に於ける朝鮮産米の分配状況を其の實數について見れば昭和五年から同八年に至る平均分配量推定額左表の如し。(前掲書八三頁)

地主	取得米	
	石	農家一戸當
自作農	六、四八五、九九五	六二・二九
自作兼小作農	二、五七八、三九二	五・四〇
小作農	四、八九二、三三三	六・五九
計	三、四四一、三三五	二・二三
	一七、三九八、〇五五	平均 一〇・二五

地主の數は朝鮮總農家數の三分五厘に當り十萬戸ばかりに過ぎないのに、其の取得する米量は右表の如く多大である。

その状態は、小作料が大體米穀で收納せらるゝとはいへ其の小作料は定額制を以て原則とする内地の状態とは、よほど趣を異にするものあるを見遁し難いのである。

地主の手に産米の大なる部分が集中せられるといふことは、賣られる米が多く存在し、産米の大なる

部分が商品として賣買せられることを意味することになる。されば朝鮮に在つては、米穀經濟は内地に比して更により多く商品經濟たる性質を有することを否定し難いのであつて、其の事は右の事情からしても當然に然らざるを得ざる所である。そしてその米穀の販賣は其後幾多の商品化段階をくぐるとはいへ結局内地市場をあてにして行はれるものであることも見遁し難い所である。何れにしても彼地の米穀生産は内地のそれと其の第一歩からして趣を異にして居るが、その事情は更に進んで米穀の商品化して行く狀況を検討するならば、尙一層明瞭になつて來るであらう。

粳摺及精白業の工業化

即ち考慮せらるべきことは、朝鮮に在つては、彼地に於ける米穀の小作料としての納收も、地主、自作人、小作人等よりせられる販賣も多くは粳のまゝにして行はれることである。そしてそれ等の粳は群山其他主要なる集散地若くは移出地に運ばれて、其所で企業的に行はれる粳摺業及び精白業の手を経て或は玄米となり白米となつて、内地へ向け移出せられることである。内地に在つては大部分の米穀は農家自身の手に依つて粳摺せられ、玄米として小作にも納められ販賣もせられるのが普通である。今後粳貯藏が奨励せられるにつれて何程かは様子が變つて來るであらうが、それでも朝鮮のやうに集中的に大規模な粳摺業や精白業が急速に發達すべしとは思はれない。とにかく現状に於て之を比較すれば此の集中的な粳摺若くは精白が大規模に行はれる點に於ても彼地の米穀經濟は又一の特殊性を有し、そこには多分に資本制的な要素が加はつてゐる。

之を粳摺及精白業の實況について見るに、朝鮮に於ける斯業は米穀の賣買移出等を司る米穀商業に附

帶して行はれ、商人的企業家の經營する所に屬する。そして其の事業は決して小規模なものではなく、立派な工場工業として行はれるものが多數である。即ち粃摺工場は其數千四百を越え、精米工場も七百に餘る有様で、兩者を合すれば二千有餘といふ多數である。そして其の生産高は年額にして前者二百七、八十萬石、後者二百六、七十萬石で、合計五百萬石を超過すること多大なる有様である。

此等工場の規模に就いて見るに、精米工場に在つては、年産額五千石以上のもの百二十四工場中（總生産額約三百萬石）最も多數なるは年産額二萬石乃至五萬石のもので其數二十八其の年産額八十六萬石、次は年産額十萬石以上のもので工場數五、産額七十八萬石、次は五萬石以上十萬石以下のもので其の數十、産額六十七萬石、次は五千石乃至二萬石のもので、其の數一、産額六十二萬石といふ順序である。決して規模の小ならざるもの多きに居ることは出来るであらう。粃摺工場に於ては同上總數百九十一工場中（其の生産額二百三十萬石）年産額五千石乃至二萬石のものが最も多く、其の數百六十三を占め産額百三十萬石に及んでゐるが、それでも産額二萬石乃至五萬石のもの二十五工場、其の産額七百餘萬石、生産力五萬石乃至十萬石のもの二工場、其の産額二十萬石を計上する有様である。

米作經濟に内地資本の強大化　そして注意すべきことは粃摺と精白とは必ずしも別々の工場に於て別途の生産工程として行はれると限らず、從來はそんな風であつたが、近時は粃から直ちに白米にすることが段々行はれるやうになつて來たことである。同時に又注意すべきは、此等の粃摺及精白工業に關しては近者内地人經營のものが漸増する傾向あり、然かもそれ等のものは資本力比較的裕かて從て工場

の規模も大きく其の生産能力も大であることである。内地人經營のものと鮮人經營のものとを比較すれば工場數は前者が少しく多いのに過ぎないが、其の使用する動力四乃至五倍に及び、其の生産高に至つては粃摺に於て二倍、精白に於ては三倍に及ぶ優勢を示してゐる。其の投資額を見れば内地人經營のもの千五百萬圓を越えてゐるのに、鮮人經營のものは八百餘萬圓に過ぎず、百中六十五と三十五との割合である。何といつても工場的となり資本的となれば内地人の力は鮮人の力を凌駕するのが通例であつて、然かも米穀生産に關して、内地には之を見ることが出来ない粃摺及精白に關する獨立なる資本的工業の存立してゐることは、見遁し難い大事實であつて、内地米穀經濟との顯著なる相違を認めないわけにはゆかぬ。

鮮米商品化の獨占

仍て之を按ずるに、米穀の生産及び配給過程を綜合したる觀點に於て、内地について之を見ても、とかく米の生産を行ふ農民の利得は比較的小なく、寧ろ配給過程に於て商的に米の取扱を爲す業者の利得が比較的大であり、特に其の商人中に在つては資本的な大商業を營むものゝ利得が大であり、價格經濟としての米穀經濟の死命は殆んど資本的大商人の爲めに制せられてゐると謂つてもよいほどであるが、其の事特に外地に於て顯著なるを思はざるを得ないのである。

朝鮮の實狀に於ては上述の如く農民はたゞ粃を生産するばかりであるから、生産過程に於て内地の農業者よりも一步手前に踏止まつてゐる。從て米穀經濟に於ける農的分野と商的分野とは、朝鮮に於ける農的分野が内地に於ける農的分野よりも狭く、然かも彼地では精白及び粃摺に關する作業は工業的なも

のなりとはいへやはり米穀商人の系統に於て之を經營するのが多いのだからそれはやはり商的分野に加へられ、従て米穀經濟上に於ける商的分野の範圍若くは領域は内地のそれに比し遙かに多大である。

然かもその商的分野内に於て大資本的勢力の占むる勢力範圍は最も廣大であるから、價格經濟上に於ける朝鮮米穀經濟の死命は此等の資本家的勢力に依て抑へられてゐると見て間違ない。殊に大規模に糶摺又は精白せられる米穀は其の大部分が内地に向け移出せられる目的を以て取扱はれるのであるから、外地米に關する價格經濟上の分配に於て所謂ライオンス・シェアは此等資本家的勢力の掌握する所と謂うて差支ないのである。

尙又之を考ふれば、糶摺業と精白業とに關しては、後者は前者よりも大規模で資本家的で、其の力も既に優勢である上に、近時年々増大して支配的地位を占めつゝある。果して然らば、外地米の價格經濟上に於ける最大支配力は此等の精白業を行ふ資本家の手中に在りと見る事が出来る。蓋し近時の實狀としては、内地に移入される米穀の半は精白されたものであるからである。

何れにしても生産が資本的で大規模なるものは其の生産に要する費用が少くて、中小資本のものは到底競争し難いこと、商工業に於ては原則として妥當する所であるから、米穀の商的配給關係に於ても、大資本的勢力が漸次優勢を占むるに至るのは數の免れざる所である。そしてその事は外地米に關して如實に表明せられつゝあること見遁さんとして見遁し難き著明な事實である。

茲に於てか、今内地に米價政策が行はれるについて、其の政策の結果若くは副産物として、外地米の

生産配給に關係のある人々が利益することありとせば、それは主として資本家的部類に屬する人々であることを記憶せなければならぬ。それかあらぬか從來米價政策上内地米に對する外地米の平等待遇を絶叫する人々も大部分は此種の人々であつたかも知れない。

五 從來の移入米統制試案

臺灣米の移入増加

以上論ずる所に依つて吾人は、我國に於ける米穀政策の眞目的が那邊に存するかを見、之に従て行はるべき米穀政策實施上の重點は何れに置かるべきものであるかといふことより考を起して、それは結局朝鮮米及び臺灣米の移入數量の調節に置くべきものであることを知り、然かも之を行ふことは、決して政策として不都合なものでないことを、朝鮮に於ける米穀經濟の特色を例示することに依つて確かめ得たのである。臺灣に於ける米穀經濟については、一々茲に之を論ずる迄もなく、その著しく内地米穀經濟と性質を異にし、やはり朝鮮に於けると同じく、内地に對する移出を爲すことを主眼目として、商品としての米穀を生産販賣することがその主目的である。つまり朝鮮といはず臺灣といはず其の生産する米穀の市場は内地であることに變りはないのである。

事の序に臺灣米の生産量と内地への移出量と兩者の關係歩合とを窺つて見るに、各五ヶ年平均に於ける狀況左表の如き有様である。

生 産 量

移 出 量

移出量の生産量
に對する歩合

三〇

大正 四年——大正 八年
大正 九年——大正十三年
大正十四年——昭和 四年
昭和 五年——昭和 九年

四、七八四、九三九
五、一二四、六八四
六、四六〇、〇三三
八、〇六〇、一三六

八三六、八三六
一、〇四五、六二〇
二、四〇六、〇八二
三、五二八、七二一

一七・五
二〇・四
三七・二
四三・七

是に因て之を觀れば、臺灣に於ても亦朝鮮に於けると同様に、内地に對する移出量は、比年確實に増進し、最近五ヶ年間に至つては、平均的に見て生産量の四割三分七厘は内地へ向け移出されてゐるのである。生産量に對する移出量の歩合が、年々増加して行く有様は朝鮮米の場合と酷似してゐる。之は決して偶然ではないのであつて、内地への移出を目的として生産の増殖、品種品質の改良、調製の改善等を行ふ限り、兩者が歩調を一にして進んで行くのは當然である。そして既往の歩調で以て進んで行くならば生産の過半が移出に向けられる状態が平常の状態となることは決して遠いことではあり得ない。現に昭和九年の如きは臺灣米の生産量八、九三四、一五五石中内地に移出されたる量は五、一二三、七八三石に及び、既に半額を越えて其の歩合五五%に及んでゐる。朝鮮米に於ても亦生産量一八、一九二、七二〇石中内地移入量八、九五二、六九四石であるから、其の歩合は四九%に達してゐる有様である。

外地米の政府移入管理の必要

斯くの如く専ら内地市場を目當にしてゐる所の外地米に對して内地の立場から何等かの移入調節策を講ずることは、政策上當然の要求であるが、然らば之を如何にすべき

かといふに、吾人は其の移入を政府の專管に移すより以上の有效なる方策はないと信ずる。即ち國家が内地市場に於ける米穀の需給の適合を計り大體に於て需要に對する供給の過不足なからしめんとするには、外地米の移入を商人の自由取引にまかせて置いたのではよく之を統制するを得べからざること勿論である、其の移入數量を限定して其の限度内に於て移入許可制を行ふか、然らざれば政府自らの手に依つて其の移入を行ふか、何れにしても需給推算上當該米穀年度に於て内地に必要とする數量を測定して、其の適量に於て移入を行ふことにしなくてはならない。從來のやうに移入の月別平均を計ることに對しては政策を行ふが、移入の年總額に對しては一指も觸れることを敢てしないといふ態度では、到底よく米價政策の全目的を達するを得ない。それではたゞ米價の月次的な變動、特に出盛期に於ける低落と端境期に於ける昂騰とを幾分か緩和し、兩者間の開きを多少縮小し、月次的に見てやゝ平均の取れた米價を出現せしめんとする努力が行はれるのみで、年々に於ける米價水準そのものに就いては殆んど何等の政策的効果も移入關係からは表はれて來ないのである。併し現今我國に於ける米價問題は、ただその月次的均衡を得しめようとするだけかその目的ではなく、寧ろより以上に年々に於ける米價變動を少からしめ、安定せる米價水準を保たしめたいといふことが、政策上の目的とする所であることは、論を俟たざる所である。そして此の目的を達する爲めには、移入米穀をその年々に於ける總量に於て限定し、内地の供給不足量を補ふに恰も適當するだけの量が移入せられることにするのでなくては駄目である。

然らばその目的の爲めに行はるべき移入外地米の統制は、上に示す如く、之を政府自らの移入專管に

移すか、然らざれば移入許可制を布いて其の許可の範圍内に於て米穀商人をして之を行はしめるかの方法に訴へる外はないのであつて、この兩者には各々利害長短があるであらうが、移入數量を限定する上の効果に至つては大差なきものであり得る。

農林省移入統制案の欠陥

試に從來提示されたる外地米移入統制案なるものに就いて見るに、米穀對策調査會に試案として示されたるものが二つある。一は所謂農林省案で他は所謂拓務省案であつて、前者は年々の移入數量を限定して政府自ら其の移入を行ふものと爲さんとする事、其の要綱第三項の示す通り、此點に於ては正に米價政策の眞に要求する所に觸れたるものである。

移入外地米穀統制案（農林省案）

- 一、政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スルタメ賣渡ノ申込ニ應ジテ毎年朝鮮米又ハ臺灣米ノ買入ヲ爲スコト
- 二、前項ニ依ル買入價格ハ毎年朝鮮米又ハ臺灣ニ於ケル中庸米穀生産費、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ決定スルコト
- 三、朝鮮又ハ臺灣ヨリ内地ヘノ米穀ノ移入ハ總テ政府ニ於テ之ヲ行フコトトシ其ノ數量ハ毎年内地ニ於ケル第二回豫想收穫高、十一月一日ノ米穀現在高及過去ノ消費狀況ヲ參酌シタル米穀消費見込高ヲ基礎トシ需給推算ヲ行ヒ當該米穀年度末ノ民間持越高ガ一定數量ニ達スルコトヲ標準トシテ之ヲ決定スルコト
- 四、内地ニ移入シタル米穀ノ賣渡ハ内地ニ於ケル米穀ノ出廻數量ヲ月別平均的ナラシムル様之ヲ行フコトトシ

其ノ價格ハ内地米ノ時價、内地米トノ格差等ヲ參酌シテ之ヲ決定スルコト

- 五、政府ハ「一」ニ依リ買入レタル米穀ニシテ内地ニ移入セラルル以外ノモノハ之ヲ次年度以後ニ持越シ又ハ朝鮮、臺灣若ハ外國ニ於テ賣却スルノ方法ニ依リ之ヲ處分スルコト、但シ朝鮮及臺灣ニ於テ賣却スルハ時價ガ「二」ノ買入價格ヨリ相當以上上廻ル場合ニ限り且時價ニ依ルコト

- 六、政府ハ毎年内地ニ於ケル第二回豫想收穫高十一月一日ノ米穀現在高朝鮮及臺灣ヨリノ米穀移入見込高並過去ノ消費狀況ヲ參酌シタル米穀消費見込高ヲ基礎トシテ米穀ノ需給推算ヲ行ヒ當該米穀年度末ノ民間持越高ガ一定數量ニ達セザル見込ノ場合ニ於テハ「一」ニ依ル買入ハ之ヲ行ハザルコトトシ朝鮮又ハ臺灣ヨリ内地ヘノ米穀ノ移入ハ之ヲ自由トスルコト

- 七、本案ノ實施ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシムルコト

附記 本案ノ實施ニ伴フ棉花、甘蔗等ノ代作獎勵ニ關シ適當ノ方策ヲ講ズルコト

けれども同案は移入する數量以上に互つても、苟も朝鮮及び臺灣に於て米穀の賣渡の申込があれば、之に應じて無制限に買入を爲すことにせんとするものであつて（第一項）、其の買入價格は、毎年朝鮮又は臺灣に於ける中庸米穀生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して之を決定することゝせんと欲する（第二項）。そして買入れたる米穀にして内地に移入する數量以上に上ぼるものは之を次年度以後に持越し又は朝鮮臺灣若くは外國に於て賣却する方法に依つて之を處分することになるのである（第五項）。注意すべきことは、此案に依る外地米の政府買上げは、たゞ内地に於ける米穀需給の推算上當該米穀

年度末の民間持越高が一定數量に達しない見込の場合には之を行はない方針であつて、つまり移入の結果内地に於ける米穀が供給過剰になる恐れのある場合（翌年度への持越高を入れて考へて）に限り之を行ふ方針であることは是である。

外地米無制限買入の不當

惟ふに此案は、從來示されたものゝ中に在つては、最も突進んだものといふことが出来るが、然し吾人をしていはしむれば、先づ第一には移入の必要なりと思はれる程度の數量を越えて臺灣又は朝鮮に於て無制限に米の買入を爲す必要はないことである。内地への移入が必要だからそしてそれは必要以上の限度を越えて移入されては困るから移入數量の統制を行はなければならぬといふことが、抑も移入統制案の眼目とする所なのだから、推算上必要なりと見られる數量以上にまで買入を爲すのは餘計なことである。それにも拘らず幾らでも賣渡の申込さへあれば買入を行ふべしとせんとするのは、そうしなくては臺灣及朝鮮の米穀生産者や商人が困るだらうといふ親切心からであると考へられるが、それでは外地に於ける米穀の生産調節は行はれ得ない。吾人は後に論ずるであらうやうに、外地米の移入統制は結局生産統制にまで其の効果を及ぼさなくてはならないと信ずるものであるから、今政府が此案の如く移入專管を行ふものとするからには、買入は移入所要數量だけに限ることゝし、若し外地米の生産増加が彌が上にも行はれて政府の買上以上多量の餘剩米を生ずるやうになり、年々その状態が表はれて、過剰生産が常態となるやうになれば、その過剰部分は賣行の困難といふことから自らに生産制限として働き過剰生産が行はれないやうに自然的な生産調節の働がそこに表はれて來ること

が肝要である。然るに若し政府が無限に買入れることを爲すに於ては、生産は中庸生産條件以上の條件の下に行はれるものについては幾らでも増加し（なぜなれば中庸生産費が保障されるから——第二項）政府は之を買入れて賣るに賣れず持て餘して特別會計の大缺損を年々加重して行くことになり、終には政策そのものゝ行詰を見るに至る恐が十分に在る。だから此案は親切過ぎた案であつて、其の親切を思ふなら外地米は之を自由移入に放任してやる方がより以上親切である。

拓務省自治的統制案の矛盾

次に拓務省試案なるものであるが、之は自治的統制案とも稱せられるもので、政府が朝鮮及び臺灣に於て中庸生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して定めたる價格（最低價格）を以て申込に應じて數量に制限なく買入を行ふこと（第一項）は前に示す農林省の試案と異なる所はない。たゞ此案に於ては内地、朝鮮及臺灣を通じて一定區域を單位として米穀統制組合を設立せしめ（第二項）、毎年、朝鮮及び臺灣を通じ最終米穀豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高及び過去の消費狀況其の他の米穀事情を參酌したる米穀消費見込高及び理想持越高を基礎として米穀需給推算を行ひ、過剰數量ある時は、その過剰數量の範圍内に於て米穀統制組合をして一定數量宛を割當てて米穀の統制を行はしむることゝ爲さんとする（第二項及第三項）其の特色を爲してゐる。そして其の組合に依る統制といふは貯藏を爲さしむることであつて、その割當數量以上に上る餘剩米は政府が申込に應じて買上げるものである（第四項）。組合の貯藏する統制米は米價が最低價格より相當値上りしたる場合に非ざれば當該米穀年度内に於て其の解除を爲すことを得ざるものと爲さんとするのである（第五項）。

米穀自治的統制案（拓務省案）

三六

- 一、政府ハ朝鮮及臺灣ニ於テ其ノ產米ニ付キ中庸米穀生産費、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ定メタル價格（最低價格）ヲ以テ申込ニ應ジ數量ニ制限ナク買入ヲ行フモノトス
- 二、政府ハ内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ一定區域（例ヘバ内地ニ在リテハ市、町、村、朝鮮ニ在リテハ府、邑、面、臺灣ニ在リテハ市、街、庄）ヲ單位トシテ米穀統制組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ統制組合ハ其ノ區域内ニ於ケル米穀ノ生産者（地主其ノ他ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ組織セシム
- 三、政府ハ米穀統制組合ニ對シ一定數量ノ米穀ノ統制ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ統制數量ハ毎年内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ最終米穀豫想收穫高、十一月一日ノ米穀現在高及過去ノ消費狀況其ノ他ノ米穀事情ヲ參酌シタル米穀消費見込高及理想持越高ヲ基礎トシ米穀ノ需給推算ヲ行ヒ其ノ過剩數量ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
- 四、前號ノ統制數量ハ各統制組合區域内ノ米穀生産高及組合員ノ米穀販賣高ニ應ジ之ヲ割當ツルモノトス
- 前項ニ依リ割當テラレタル統制數量ハ當該組合ノ貯藏能力其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ之ヲ割當貯藏セシメ其ノ殘餘ハ第一號ニ定メタル最低價格ヲ以テ其ノ申込ニ應ジ政府ニ於テ之ヲ買上グルモノトス
- 五、米穀統制組合ハ米價ガ最低價格ヨリ相當値上リシタル場合ニ非ザレバ當該米穀年度内ニ於テ其ノ貯藏米穀

ヲ解除スルコトヲ得ザルモノトス

- 六、政府ハ米穀統制組合ノ貯藏米穀ニ對シ低利資金ヲ融通スルト共ニ運賃、金利、倉敷料、管理費及目減リ、品傷、古米格補償並ニ倉庫建設費等必要ナル助成金ヲ交付スルモノトス
- 七、政府ハ米穀統制組合ニ對シ米穀統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

備考

米穀需給ノ現状ニ鑑ミ當分ノ内新規ナル耕地改良擴張ニ關スル獎勵施設ヲ停止スルト共ニ米穀ノ海外輸出ノ獎勵、新規用途ノ開拓、消費ノ増進及代作ノ獎勵等ニ努ムルモノトス

内外兩地過剩米統制の不當

此案は前案の如く外地米についてのみ統制を行はんとするものでなく内外地を通じて過剩米の貯藏に依る供給統制を行はんとするもので、然かもその貯藏は政府が行ふ以前に先づ一定數量は統制組合をして行はしめ、其の力に餘る所を政府が買入れることにせんとするのである。この案はその統制組合による自給的管理といふ點に於ては政府案として議會に提出されたる米穀自治管理法案なるものと同様で、飽迄内外地米の平等待遇を基礎としてゐる。從て吾人の主張する朝鮮及臺灣米の移入を統制管理しその移入數量を限定すべしといふ主張とは一致し難いもので、自治的統制の結果は多少移入米の數量統制にもなり得るであらうが、内外地米を通じて統制せんとするものであるから、政策の根本方針を異にしてゐる。農林省試案なるものとの比較に於ても同様である。そして吾人は内地米については、その供給過剩を云々すべき餘地なく、從てその統制の必要を認めないものであるか

ら、吾人をして謂はしむれば此案は内地米平等待遇といふ捕はれたる見地の爲めに、内地米をまで供給統制せんとする全く餘計なことを企つるものである。

六 米穀自治管理法案の欠陥

政策上の逆行 政府が上述二案を基礎とし立案したるものは米穀自治管理法案である。去る第六十七議會に提出し、其の不成立に終りたる經過に鑑み、修正の上近く提案せんとして居る、本案は内地及外地を通ずる過剰米穀を統制する爲内外地に於て米穀の自治管理を行はしむる（第一條）、即ち毎年内外地を一括して米穀需給推算を行ひ、供給過剰なりと認むるときは過剰數量の範圍内に於て一定數量の米穀を内外地に於て統制せしめ（第四十一條）、其の統制米割當數量は、内地百分の三十五、朝鮮百分の四十三、臺灣百分の二十二とし（附則二項）、其の比率算定の基礎は内地、朝鮮及臺灣の米穀管外移出數量の増加趨勢の外に、米穀管外移出數量、米穀收穫の豊凶等を參酌して定むる（第四十一條三項）、統制團體は内地に在りては市町村を、朝鮮は府郡島、臺灣は廳又は郡市の區域に依る米穀統制組合であつて（第五條）、統制割當を命ぜられた米穀は、政府の命令に依るに非ざれば貯藏の解除を爲すことが出来ない（第四十八條）ことを主なる特徴としてゐる。該案についても上述の拓務省案と同一であつて、批評として同一のことが謂へる次第である。何を苦しんで斯くの如き餘計な、つまり不必要な、内地米の貯藏

統制を行はんとするものであるか、朝鮮及臺灣に於ける米穀經濟の發展の爲めに内地が斯くの如き犠牲を忍ばねばならぬといふ理由が何處に在るか。唯だ單なる植民地政策的見地からならいざ知らず、苟も我國の米穀特に米價政策なるものが、吾人の劈頭に之を明かにしたやうに、内地に於ける農民保護、中産階級維持、社會構成の健全化、國家生活の質的堅實化といふやうな着眼點から行はれるものである限り、所謂自治管理法案の如き米穀政策案は抑も米穀政策上の自家撞着といはねばならぬ。

米穀自治管理法案

第一條 本法ハ内地、朝鮮及臺灣ヲ通スル過剰米穀ヲ統制スル爲内地、朝鮮及臺灣ニ於テ米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トス

第二條 米穀生産者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ米穀ヲ小作料トシテ受クルモノ及命令ヲ以テ指定スル之ニ準スル者ハ米穀統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條 米穀統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

第四條 米穀統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ニ限り之ヲ行フモノトス

一 第四十三條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ組合ニ於テ統制スヘキ米穀ノ數量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト

二 組合ニ於テ統制スヘキ米穀ヲ貯藏スルコト

三 前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付組合員ニ資金ノ融通又ハ其ノ斡旋ヲ爲スコト

四 第四十九條、第五十條(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ米穀ノ賣渡ヲ爲スコト

五 貯藏米穀ノ倉庫證券ヲ發行スルコト

六 第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管シ其ノ他米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト

前項第五號ノ倉庫證券及其ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 米穀統制組合ノ地區ハ内地ニ在リテハ市町村、朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依ル

特別ノ事情アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町村等ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應シテ増減アリタルモノトス

第六條乃至第二十一條 略ス

第二十二條 米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統制組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

市町村カ前項ノ請求ヲ受ケタル日より三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セサルトキハ組合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第一百一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀統制組合ノ經費及過怠金ノ分賦徵收、滯納處分、先取特權ノ順位及時効ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

經費ノ分賦及過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟(朝鮮ニ在リテハ異議ノ申立、臺灣ニ在リテハ異議ノ申立及訴願ニ限ル)ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十四條 使用料及手数料ノ徵收、米穀ノ寄託其ノ他米穀統制組合ト組合員トノ間ニ於ケル權利義務ニ關シテハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 行政官廳ハ米穀統制組合ニ對シ組合ノ事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ業務執行又ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條

略ス

第二十七條

第二十八條 米穀ヲ取扱フ販賣組合(以下米穀販賣組合ト稱ス)ノ存スル市町村ニ於テ特別ノ事情アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合ノ事業ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀販賣組合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ナキ市町村ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

朝鮮及臺灣ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀ヲ取扱フ產業組合又ハ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條

略ス

第三十條

第三十一條 米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ團體相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ地方米穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第三十二條 地方米穀統制組合聯合會ハ法人トス

第三十三條 地方米穀統制組合聯合會ノ地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州ノ區域ニ依ル

第三十四條乃至第三十七條略ス

第三十八條 勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ道府縣ヲ區域トスル米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會

(以下道府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス)ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコトヲ得

第三十九條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ區域内ニ於ケル米穀統制

組合及所屬組合ニ非スシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ所屬組合ニ準シ第三十七條ニ於テ準用スル

第四條第一項ニ掲クル事業ヲ行フコトヲ得

第四十條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會第四十三條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス第三十條第二項ノ規定ハ前項ノ團體ニ之ヲ準用ス

前條ニ規定スル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代表者ヲ第一項ノ總會又ハ總代會ニ出席セシメ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得

第四十一條 政府ハ每年内地、朝鮮及臺灣ヲ通シ米穀需給推算ヲ行ヒ米穀ノ供給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數量ノ範圍内ニ於テ定ムル一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ノ米穀管外移出數量ノ増加趨勢ノ外ニ米穀管外移出數量、米穀收穫ノ豊凶等ヲモ參酌シテ之ヲ定ム

第四十二條 前條第一項ノ米穀需給推算及統制スヘキ米穀ノ數量並ニ同條第三項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 政府ハ第四十一條ノ規定ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ニ付定マリタル數量ヲ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ割當テ其ノ米穀ニ付統制

ヲ命シ、地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコトヲ要ス

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ團體員及第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツルコトヲ要ス朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムヘキ米穀ノ數量ノ割當ニ付テハ前二項ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第四十四條 地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定ニ依ル割當ヲ爲ササル場合ニ於テハ政府ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 前二條ノ割當ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ貯藏ヲ解除シタルモノ及第四十九條又ハ第五十條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ヲ爲シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ團體員ハ第四十三條又ハ第四十四條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ寄託スルコトヲ要ス第二十九條及第三十條ニ規定スル者ニ付亦同シ

第四十八條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ第二項ノ場合及勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス

政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏

ノ解除ヲ命スルコトヲ得

第四十九條 政府ハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體力貯藏スヘキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ内地ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮及臺灣ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生產費、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ定メタル價格トス

第五十條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體力第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ當該米穀年度ヲ越ユルモノ其ノ貯藏ヲ解除セラレサルモノニ付買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 命令ヲ以テ指定スル地ニ於ケル米穀取扱業者ハ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得前項ノ米穀取扱業者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 米穀商統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

第五十三條 第四條第一項、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀取扱業者ノ組織スル商業組合又ハ重要物產同業組合法若ハ朝鮮重要物產同業組合法ニ依ル同業組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供給過剩ニシテ米價カ米穀統制法ニ基キテ發スル命令ニ定ムル標準最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ米穀自治管理委員會ニ諮問

シテ一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ス

第四十三條乃至第四十八條及第五十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ統制ヲ命セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 政府ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體カ前條ノ規定ニ依リ貯藏スヘキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ内地米ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮米又ハ臺灣米ニ在リテハ勅令ノ定ムル一定價格以內ニ於テ時價ニ準據シテ定メタル價格トス

第五十八條乃至第六十三條 略ス

第六十四條 第四十九條、第五十條(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五十七條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

第四十一條第一項ニ規定スル一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當テノ割合ハ當分ノ内同條第三項ノ規定ニ拘ラス内地百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十三、臺灣百分ノ二十二トス但シ政府ハ内地、朝鮮及臺灣ニ於

ケル米穀收穫ノ豐凶等ニ依リ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ變更スルコトヲ妨ケス

統制米割當率の不當

元來米穀自治管理法案に於ける統制米と稱せらるゝものは、當該米穀年度内に在つては商品としての市場的價值の與へられざる米穀である。夫故特別なる事情の生ぜざる限りは、米穀年度を超ゆるに非ざれば解除するを得ざるを原則とする、内地の中小農家が斯くの如く長期に互つて米穀をストックし換金の自由を得ざることは縷述せる米穀問題の發生に鑑み、農業經濟上に於ける非常なる損失と云はざるを得ない。次表に示す如く統制米割當の基準は、内外地に於ける管外移出米の増加趨勢値であつて、朝鮮及臺灣は夫々同地方を一括したる内地に對する移出米なるに、之に反し内地のものは各府縣間の管外移出米、特に所謂過剩地方と稱せらるべき青森縣以下二十六地方の移出米の趨勢値である。内地及外地の地域により區分する時は内地のみにては常に消費に對し生産は不足し、農林省の發表したる昭和十一年度の推算にても三百十一萬石の不足であり、原則として内地には統制米の對象となるべき過剩米は存在して居らない。内地各府縣間の管外移出米は過剩米には非らず、其儘にては米穀年度内に當然消費せらるべき一時的(季節的)の移動米に過ぎない、斯かる性質の米穀を統制米の基準となすことに根本的の欠陥がある。況んや表に依りて明白なる如く、管外移出數量の増加趨勢値は内地三〇・六一%、朝鮮四六・九四%、臺灣二二・四五%なるに統制米割當率を内地三五%、朝鮮四三%、臺灣二二%となし内地のみは約五%を増加し外地のものは凡て低下せしめたことは、計數的誤差を愈々大ならしめて居る。吾人は此の數字の内から次に示す二つの重大なる問題を摘出することが出來、その

問題は米穀自治管理案が實行不可能なるものであり、これを理解することなく實行する場合内地農村は更に疲弊を加重するに至るべきことを指摘するものである。

ア、過剰米なき内地に於ける米作農家三五%は外地のために犠牲となること

イ、都會地を離れたる府縣程統制米負擔の責任大となり、特に救済を必要とする東北六縣に於て大となること

即ち自治管理案を實施する場合農林省の發表したる數字に基き民間理想持越高を四百萬石とし、作柄平年作なる時に在つては、昭和十一年度の自治統制米は内地外地を通じ二百二十三萬石となり、之れを統制割當率にて按分すれば内地七十八萬五百石、朝鮮九十五萬八千九百石、臺灣四十九萬六百石となる。

内地外地に於ける自治管理米率 (農林省發表)

地 區	米穀管外移出數量增加趨勢	同上率	
		自治管理米統制率	同上率に基く自治管理米統制率
内地	二四〇	三〇・六一	三五
朝鮮	三六八	四六・九四	四三
臺灣	一七六	二二・四五	二二
計	七八四	一〇〇・〇〇	一〇〇

備考

- 一、管外移出數量は自大正十三年十年趨勢値に依る
- 二、内地は不足地方を除外し青森縣以下二十六の過剰地方の管外移出趨勢値なり。

内地外地を通ずる自治管理米

(推定)

(農林省發表)

民間理想持越高

作柄

過剰統制米

内地 朝鮮 臺灣

持越高	作柄	過剰統制米	管 理 數 量 割 合		
			内地	朝鮮	臺灣
てしと石萬百四	平年作の場合	二二三	七、八〇五	九、五八九	四、九〇六
	三分增收の場合	四八五	一六、九七五	二〇、八五五	一〇、六七〇
	五分增收の場合	六五九	二三、〇六五	二八、三三七	一四、四九八
	七分增收の場合	八三三	二九、一五五	三五、八一九	一八、三二六
	一割增收の場合	一、〇九六	三八、三六〇	四七、一二八	二四、一一二
てしと石萬十五百四	平年作の場合	一七三	六、〇〇五	七、四三九	三、八〇六
	三分增收の場合	四三五	一五、二二五	一八、七〇五	九、五七〇
	五分增收の場合	六〇九	二一、三二五	二六、一八七	一三、三九八
	七分增收の場合	七八三	二七、四〇五	三三、六六九	一七、二二六
	一割增收の場合	一、〇四六	三六、六一〇	四四、九七八	二三、〇一二

平年作に於ける過剰米推算の基礎

一、需給推算 (單位萬石)

農林省發表 (昭和十一年推算)

	供		給		需		要		差
	前年度より 持越見込高	収 込高	見込高	計	見込高	費 理 持 越 高	理想 高	計	
内地	九八三	六、三三七	七、三三九		七、二〇〇	三五〇	七、五五〇		(-)
朝鮮	五三	一、六六六	一、七一九		八九六	五〇	九四六		(+)
臺灣	四〇	八〇六	八四六		四八三	—	四八三		(+)
計	一、〇五五	八、七三九	九、八〇四		八、五六一	四〇〇	八、九六一		(+)

二、自治管理米 (單位萬石)

需給推算による過剰米

政府の所有すべき統制米

差

引(自治管理米)

八二三

六〇〇

二二三

備考

平年作は自昭和四年五ヶ年平均收穫高に依る

農家經濟の壓迫

内地の該數量は更に過剰地方に對し再割當せらるゝのであるが、東北六縣は全數量の三〇・五七%の二十三萬八千五百石、北陸四縣二二・八%の十七萬八千石、九州五縣一四・三%十一萬一千六百石、關東三縣一二・九%十萬七千七百石、中國四縣八・三五%六萬五千二百石、近畿二縣五・九三%四萬六千三百石、四國一縣一・八三%一萬四千三百石、東海一縣一・七四%一萬三千五百石、東山一縣一・五八%一萬二千三百石となり、米のみに依存し目下救済の必要を叫ばれつゝある東北地方が最大の負擔を加重せらるゝ如き矛盾せる結果を招來する、然かも我國に於て所謂米の過剰地方と稱せらるゝ府縣は、

大體に米作を中心とし其他農作物に恵まれざる地方なる關係上、米に依存する農家特に中小農家の苦痛とする點は東北地方と變るところがない。試みに是等の過剰地方に於て統制米を管理することなく、それ丈の數量を米穀年度内に販賣して現金所得となす場合と、統制して交付助成金を受くる場合との得失、即ち農家經濟上に於ける金融上の關係を比較すれば、前者に在りては一石の販賣價格を昭和十一年度公定最低價格の二十五圓 (事實は二十四圓八十錢) として計算すれば、内地の統制米總數量七十八萬五百石に於て、農家收益は一千九百五十一萬二千五百圓となるに對し後者の場合農家の年内に受くべき交付金は保管料一石年一圓金利四分五厘の計二圓十二錢五厘なれば、全統制米に於て僅に百六十五萬八千五百六十二圓となり、米作農家の年内未收益金は實に一千七百八十五萬三千九百三十八圓の巨額に上る、斯くの如き所得の減少は農家經濟を愈々窮迫に導く根源をなすものである。是等は要するに不合理なる米穀政策を實行せんとするが爲めに起る問題であつて、米穀自治管理法案の如きは寧ろ弊害の伴ふ惧あるを示すものである。

地方別	理想持越高 四百萬石として		内地過剰地方別自治管理米割當高 (推算)		管外移出米率に基 く自治管理米高
	五ヶ年平均管 外移出米高	同上比率			
青森	四〇三、〇五二	三・一四			二四五
岩手	四〇二、二三五	三・一三			二四四
東宮城	八一、五八七	六・三二			四九三

自治管理統制米に依る未収益金

地方別	東 北		東 關		北		東	
	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	六二二、五〇〇 _円	六一〇、〇〇〇	一、二三二、五〇〇	一、二九二、五〇〇	一、四九五、〇〇〇	七二二、五〇〇	五、九六五、〇〇〇	一、〇一二、五〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	五二、〇六三 _円	五一、八五〇	一〇四、七六三	一〇九、八六三	一二七、〇七五	六一、四一二	五〇七、〇二六	八六、〇六二
差 (未 收 益 金) 額	五六〇、四三七 _円	五五八、一五〇	一、一二七、七三七	一、一八二、六三七	一、三六七、九二五	六六一、〇八八	五、四五七、九七四	九二六、四三八
陸 北	新 潟	富 山	石 川	福 井	小 計	千 葉	東 海	東 山
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	一、一五〇、〇〇〇	二、五二七、五〇〇	二、五一七、五〇〇	六七五、〇〇〇	八三〇、〇〇〇	一、〇一二、五〇〇	三三七、五〇〇	四、四五〇、〇〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	九七、七五〇	二一四、八三八	二一三、九八七	五七、三七五	七〇、五五〇	五〇七、〇二六	八六、〇六二	二六、一三八
差 (未 收 益 金) 額	一、〇五二、二五〇	二、三一二、六六二	二、三〇三、五一三	六一七、六二五	七五九、四五〇	五、九六五、〇〇〇	三三七、五〇〇	三、七九一、七五〇
中 國	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	小 計	滋 賀	近 畿	東 海
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	一、一五七、五〇〇	二、三二、五〇〇	三、四五、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	四三二、五〇〇	一、一五七、五〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	三三七、五〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	九八、三八七	一九、七六二	二九、三二五	五二、七〇〇	三六、七六二	八五、八五〇	一二、五三七	二八、六八八
差 (未 收 益 金) 額	一、〇五九、一一三	二、一三三、七三八	三、一五五、六七五	五六七、三〇〇	三九五、七三八	一、〇六一、六五〇	一、〇九七、四六七	三〇八、八一二
東 山	岐 阜	三 重	滋 賀	近 畿	小 計	東 海	東 山	東 山
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	二、七九〇、〇〇〇	二、四五、〇〇〇	三、三五、〇〇〇	四九五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	九一五、〇〇〇	三、五七、五〇〇	一、六三〇、〇〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	二〇、八二五	二八、四七五	四二、〇七五	六八、〇〇〇	七七、七七五	三〇、三八七	一、三八、五四九	三〇、三八七
差 (未 收 益 金) 額	二、五五二、八五〇	二、二四、一七五	三、〇六、五二五	四二八、九二五	七二二、〇〇〇	八八四、一六三	三、二六、一一三	一、五九一、六一一

地方別	東 北		東 關		北		東	
	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	六二二、五〇〇 _円	六一〇、〇〇〇	一、二三二、五〇〇	一、二九二、五〇〇	一、四九五、〇〇〇	七二二、五〇〇	五、九六五、〇〇〇	一、〇一二、五〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	五二、〇六三 _円	五一、八五〇	一〇四、七六三	一〇九、八六三	一二七、〇七五	六一、四一二	五〇七、〇二六	八六、〇六二
差 (未 收 益 金) 額	五六〇、四三七 _円	五五八、一五〇	一、一二七、七三七	一、一八二、六三七	一、三六七、九二五	六六一、〇八八	五、四五七、九七四	九二六、四三八
陸 北	新 潟	富 山	石 川	福 井	小 計	千 葉	東 海	東 山
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	一、一五〇、〇〇〇	二、五二七、五〇〇	二、五一七、五〇〇	六七五、〇〇〇	八三〇、〇〇〇	一、〇一二、五〇〇	三三七、五〇〇	四、四五〇、〇〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	九七、七五〇	二一四、八三八	二一三、九八七	五七、三七五	七〇、五五〇	五〇七、〇二六	八六、〇六二	二六、一三八
差 (未 收 益 金) 額	一、〇五二、二五〇	二、三一二、六六二	二、三〇三、五一三	六一七、六二五	七五九、四五〇	五、九六五、〇〇〇	三三七、五〇〇	三、七九一、七五〇
中 國	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	小 計	滋 賀	近 畿	東 海
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	一、一五七、五〇〇	二、三二、五〇〇	三、四五、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	四三二、五〇〇	一、一五七、五〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	三三七、五〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	九八、三八七	一九、七六二	二九、三二五	五二、七〇〇	三六、七六二	八五、八五〇	一二、五三七	二八、六八八
差 (未 收 益 金) 額	一、〇五九、一一三	二、一三三、七三八	三、一五五、六七五	五六七、三〇〇	三九五、七三八	一、〇六一、六五〇	一、〇九七、四六七	三〇八、八一二
東 山	岐 阜	三 重	滋 賀	近 畿	小 計	東 海	東 山	東 山
年 内 販 賣 收 益 (二石二十五圓として)	二、七九〇、〇〇〇	二、四五、〇〇〇	三、三五、〇〇〇	四九五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	九一五、〇〇〇	三、五七、五〇〇	一、六三〇、〇〇〇
交付せらるゝ助成金 (保管料二石年一圓 金利率四分五厘)	二〇、八二五	二八、四七五	四二、〇七五	六八、〇〇〇	七七、七七五	三〇、三八七	一、三八、五四九	三〇、三八七
差 (未 收 益 金) 額	二、五五二、八五〇	二、二四、一七五	三、〇六、五二五	四二八、九二五	七二二、〇〇〇	八八四、一六三	三、二六、一一三	一、五九一、六一一

- 一、販賣価格は昭和十一年度の最低公定價格に依る
- 二、交付助成金は米穀統制法の改正に依り定めたるものに依る

七 外地米移入許可制を布け

外地米移入數量の限度

我國の米價政策は今の所では外地米を標的にして之を行ふべきものであること、前に詳論する通りであるからには、上に掲ぐる各案の中に在つては、移入外地米穀統制案なるものゝ方が肯綮に當つたものであることは明かである。そしてそれは、所謂自治的統制なるものではなく、内地に於て米穀の需給推算上内地米の供給不足が推定せられ、外地米の移入を必要とする數量は政府自らその移入を行はんとする點に於て頗る突進んだ案であること既述の如く、謂はゞ之れ外地米の移入專管即ち獨占的專賣たる性質を有し、米穀專賣制の部分的實行を志すものと見て大過ない。たゞ該案に於て不徹底なる點は内地に於ける需給推算上當該米穀年度末の民間持越高が一定數量に達しない見込の場合に於ては、外地米の買入も行はなければ、その移入も自由に放任するといふ點である。

買入、移入獨占交互施行の困難

惟ふに此案が斯くの如く推定數量上當該米穀年度の供給總量が翌年度への持越高を入れて考へて過剰する見込の有る時に限り外地米の政府買入と政府の手に依る獨占移

入を行はんとすることは、米穀供給の過剰ならざるに斯くの如きことを行ふ必要なし、必要な場合に餘計なことをすることは愚でもあり又政策の目的上その任務とする所にも非ずと見る考へから出たものに相違ない。誰の目にもさう見えて又一應は何人が考へても理窟に合つてゐるやうに見える。けれども少しく立入つて考へて見ると、斯かる政策を實地に行ふことが果して都合よく出来ることであるであらうか。年々の米穀需給推算の狀況如何に依つて、外地米の政府買入を行つたり行はなかつたり、移入獨占をしたりしなかつたりするといふことは、机上論としては容易に考案し得られることであるが、扨て實際政策として之を考へれば、買入を行ふにも移入を行ふにも相當の手續と設備とを必要とすること勿論であるのに、之を行はなない年にはその人手も設備も遊ばして置くことになるが、それは財政の之を許す所であらうか。翌年への持越高から之を見て供給過剰となるべき部分だけを買入れて之を外地に於て賣却したり保管したり輸出したりするのならば、まだ其の數量は比較的少くて済むであらうが、移入は必要な數までも買入れて政府の手で移入するといふのであつて見れば、其の買入及移入數量は相當多額に上ぼり、大抵數百萬石に上ぼるのは勿論である。從て其の買入及移入の爲めに更には外地に於ける保管や賣捌や輸入の爲めにも相當大規模な設備と人的な陣容とを必要とすることも勿論である。然るにその設備も陣容も年の作柄と需給推算の狀況如何に依つては用ひなくて済む年があり得るのだが、そんな年には之をどうするのであるか、そのまゝ遊ばして置くのでは財政が持ち切れぬであらう。

さればとて、買入及移入の必要な年だけに臨時的に其の仕事に當るべきものを平常的な他の設備と陣

容とから期待することも出来ない相談であらう。買入及移入の必要のない年に手一杯に働くものにそんな大きな臨時的な仕事を爲すべき餘裕のないことは明かだから、やはり買入及移入のためには内外地ともに相當な人的並びに物的設備を専任的に置いて置く必要があると見なければならぬ。それ等の設備を年に依つて働かせたり年に依つて遊ばせたりするのでは財政の持つて行ける見込なきのみならず必要な年々に於ける事務的能率の擧らないことも夥しいであらう。

だから此案は畢竟机上論であつて實行上に極めて大きな欠點を持つことを否み難い。併し乍ら、その立案者の見る所を以てすれば、近年に於ける内外地を通じて見たる我國の米穀需給の實際状態は、殆んど毎年供給過剰の状態に在つて、年々の持越高は所謂理想持越高約五百萬石と見て之を越ゆること多大、時には一千萬石若くはそれ以上にも及ぶのが近年の大勢だから、之を實地に施すに當つては、試案に依る外地米の買入及び移入は定まつたやうに之を年々行はなければならぬ。買入や移入の行はれる必要がなくて手持無沙汰になるやうな心配は決してないといふ風に考へられることであらう。或は事實さうであるかも知れないが、凶作が二三年も續くと實状は又著しく變つて來ることも考へて置かねばならぬ。殊に又實状が斯くの如く、供給過剰を以て寧ろ常態とするものであるならば、其の實状に即して制度としては政府が外地米の買入を行ひ其の移入を專管する立場を取るからには、年々に於ける狀況に依つて之を行つたり行はなかつたりする制度と爲すよりも、やはり直截簡明に年々必ず之を行ふ制度となし、外地米は申込に應じて政府之を買入れ、其の移入は政府之を專行することを以て制度と爲すを可と

する。その方が制度も確立し内外地を通じて米穀經濟も安定するわけである。

斯くの如く之を修正するに於ては此の外地米移入統制私案は今日の我國の米價政策の之を必要とする所に合致するものであつて、之に依つて移入統制が完全に行はれ得るならば、内地に於ける米穀の需要と供給とは都合よく適合することが出來、年々適當量の持越米も存在し得て、食糧問題としての安定も得られ、米價も安定して激變なく、内地の生産者も消費者も共に大いに之を利便とするであらうことは疑のない所である。

外地米移入許可制の實施

唯茲に一つ考ふべきことは、外地米の統制は斯くの如く政府自ら之を買入れ之を移入することをしないでも、内地に於ける外地米の需要に對して其の供給を適合せしめるといふ目的を達するだけのことであるならば、もつと手数を要することなく金を使はないで、頗る簡単に其の目的を達することの出来る道があるといふことこれである。それは外でもない、外地からの移入米に對しては其の數量を統制する目的を以てその移入の許可制度を行ふといふことである。謂ふ迄もなく移入許可制を以てすれば、政府に於て買入や移入の手数をかける必要もなければ、財政的に資金を用意してかゝる必要もない。從て買入移入に伴ふ損失の恐れもなければ、其の事務費を要することもない。移入は從來の如く商人の之を行ふ所にまかせ、たゞ其の數量を限定する爲に、移入量を許可すればそれでよい。許可を受けた商人は其の許可されたる數量の範圍内に於て移入を行ふのであつて、然かも從來の實状からすれば、内地米の供給状態は、どうしても年々數百萬石の外地米の移入に依る供給上の補給を受

けなければ需要が満されないものであるから、最近の實狀に照して考へて年々少くとも七、八百萬石から一千萬石程度のは商人に於て移入せなければならず其の必要とせられる移入數量の範圍内に於ては、許可制とはいひ條、實質的には自由移入の行はれるのと大差はない次第である。

商業自由を束縛せず

移入に對して許可制を布くといへば如何にも商業上の自由を束縛するやうに聞えるけれども、事實に於て右の如く年々巨額の外地米數量の移入を必要とするからには、決してそれは實質上の大いなる束縛とはなり得ない。たゞ内地に必要とする所の數量以上の移入を行はしめないといふだけのことであるから、多く商業の自由を脅かすものでもなければ、生産者の生産上の自由を束縛するわけでもない。平年作であるならば、大體は現在の外地米生産者の行ふ生産は之を繼續してあまり大いなる外地米の生産過剰とはなり得ず、從て外地米の生産者等が内地に移出し得ない巨額量の生産米を抱いて、輸出も出來ず外地でも賣れず持て餘して其の爲めに悲惨な目に會ふといふやうなことにはなり得ないのである。たゞ此上無闇に生産の擴張増殖を爲し得ないことになるに過ぎないであらう。此の意味に於ては、移入許可制は外地米の生産者及び商人の權利と利害とを甚しく制限し縮小するものではないが、多少また之を縮小することになつても、それは致方のないことであつて、外地の生産者が作るだけのものを何程多量でも内地に於て買受けねばならぬといふ義務はなく、外地米の生産量と移入量とが現狀以上に増加すればするだけ、之を自由に放任する限り内地米生産者の利益は縮小されるのであるから、外地米の移入を制限するのも自由に放任するのも、生産者や商人の權利とか利害とかいふことに

なれば、内外地人相身互身である。外地人ばかりが權利を主張するわけにはまゐらない。

移入許可制の利便

されば吾人は外地米に對しては此際その移入許可制を布くを以て最も簡便にして有效なる政策なりと信ずる。之に依つて甫めて我が米價政策はその目的を達するを得、從來とかく之を果すことの出來なかつた任務を果すことになり得るのである。同時に又之を行へば、從來米價政策に伴つて生じたる種々の弊害と煩雜とを大部分除去することが出来る。殊には米價政策に伴ふ財政上の損失その他の困難を除去することが出来るのであつて、何が故に速に之を行はないのか、虚心に之を考ふれば殆んど了解に苦むほどのことである。

尙又移入許可制を実施すれば、之に依つて外地米の生産調節を自然に行ひ得ることになり、又朝鮮及び臺灣に於ける米穀の消費量の減退の勢をも阻止しその獎勵ともなり得る利益がある。彼此これを考ふれば、外地米の移入許可制なるものは、もつと早く之を行ふことにならなければならぬ筈であつて、何人も之に氣のつかぬ筈はないのに、それにも拘らず從來一向に實際上の問題になり得なかつたのは、朝鮮及び臺灣は同じく之れ内地と共に一國民經濟を形造るものであるのに、その一國內經濟領域内に於て移出入の貨物の流通上に制限の置かるべきものではない、一國內經濟領域内に於ては人も資本も財貨も皆自由に移動し流通すべきものであるといふ自由主義の見地が有力であつたことと、今一つには新附の臺灣や朝鮮の生産物に對して差別待遇を爲すことは大きな政策上の立場から見ても宜しくない。引いては其の統治上にまで影響するといふ例の議論とに依つて然りしものに外ならぬ。その差別待遇の可否につ

いては上に既に之を論議したから、今はたゞ少しくその自由主義見地について見るに、從來自由主義が獨り經濟生活についてのみならず廣く社會生活一般の基調を爲してゐた時代に在つては、國民經濟内部に於ては勿論のこと、國民經濟相互間に於ても人と資本と財貨との移轉と流通とは自由なるを以て原則と爲すべきものと考へられ出來得る限り之を自由にすることが合理的でもあり又有利でもあると信ぜられてゐた。此事は國際間に於ける自由通商についてはよく議論せられたが、然し國內に於ける事柄についても同じことであつて、一國民經濟内部に於ては資本や財貨の移動流通は自由無制限なるを以て原則とするといふことは、畢竟その自由主義の立場からのことに外ならない。そして人々は之を當然のことゝ信じ必ず然かあるべきものと考へ、之を制限するのは頭から間違つたこと宜しくないことゝ信じ、そんなことはあり得べからざることゝすら考ふるに至つたのである。

統制經濟觀の確立

けれども斯くの如き自由主義の立場は近者時勢の變化と共に動搖しつゝあることは今や何人の目にも明かなる所であつて、國際間の經濟關係については、寧ろ却つて統制とか制限とかいふことの方がより以上必要であることが認められんとするに至りつゝある。けれどもまだ國內の關係についてはそこまで明かに自由主義の動搖に氣がつかないのであるけれども、それでも近頃は産業の統制などは現實な問題となり其の他統制的制限が政策の名に依つて行はれ、國家生活の必要上から要求せられてゐることは見遁し難い事實である。

此の情勢から之を考ふるならば、國家に於ける貨物の生産に關しても流通交易に關しても、追々に從

來の自由が制限せられ、國家的統制下に置かるゝに至る勢の漸次進み行くであらうことは容易に認め得らるゝ所でなければならぬ。ましてや同じ一國民經濟内部のこととはいひ乍ら、内地と朝鮮及び臺灣といふ風に生産交易金融其の他の重要經濟關係に少からざる相違の存する區域相互間に於ては、國家生活の大所より見たる必要上財貨の移動に關して或種の制限を設けることが要求せらるゝことありとも、それは決して不思議でもなければ不都合でもあり得ない。時代に於ける根本思想の變化から來るものであるから、自由主義の見地からする判斷上不都合なことも、國家的統制主義の見地からは、決して之を不都合としないのであつて、そんな事は他に幾らでも例がある。

茲に於てか吾人は米穀特に米價に對して國家生活の大局上より見たる必要上政策の行はれることが要求せられ、たゞ之を自由放任しないで、國家の手がその需給狀態を調節しその價格の安定を計らんとするからには、外地米の移入に關して許可制の如きを布くべしと主張するとも、それは決して時代錯誤でもなければ原則背反でもない。寧ろ却つて時勢の要求に應ずるものとも考へ得られる次第である。要するに今日の場合之を措いて他に之れ以上有効にして適切なる方策なきこと吾人の信じて疑ひ能はざる所である。

八 移入許可制の齎すべき效果

外地米の生産調節

外地米移入許可制を施行すれば、種々の好結果を齎らし得べきことは、前に一

言した所だが、更に之に就いて其の重なるもの二三を述べて見ることにする。

先づ第一に掲ぐべきは之に依つて外地米の生産調節が自然的に行はれ得るといふ點である。米穀の總需要に對して總供給が不足し、その爲めに米價が騰貴して之が調節のために米價政策を發動しなければならぬ場合は別だが、大正十年に米穀法が布かれて以來の状況であつたやうに、總需要に對して總供給が段々に超過するやうになり、然かもその供給過剰が年と共に其の程度を大にするやうな實狀の下に於ては、米價調節政策は結局その根本に遡つて供給の調節を行ふべく生産の調節に其の力を及ぼさなくてはならないことは明かである。これが爲めに從來生産制限を行はんとする議論と計畫とは或程度具體的に世に表はれて來たのであつたが、吾人の信ずる所を以てすれば、これまで世に論ぜられてゐる所のやうに、直接に生産を一割減少すべしとか五分制限すべしとかいふ風に考へて、之を各町村や各農家に割當て、實行せしめんとし、そのためには補償金をも交付すべしとするが如き方策を以てしては、到底よく其の目的を達し得るものではない。

人爲的減反案の不利益

斯くの如き方法を以て生産制限を行はんとする場合には、政策の結果米穀の供給は制限せられ従て米價は幾分か騰貴すべきことが豫定せられるのであるから、生産者の立場からいへば、そんな際に多くの生産手取を得て収入の増加を計らんとするは當然のことで、其の爲めに作付面積は割當に従て縮小するにしても、作付けたる面積に對しては肥料を十分に施し除草其他の工作をも丁寧にして、集約度を大にし以て收穫上に於ける生産増加を計ることになるべきは明かで、斯くすれば

農家は減反に依る補償と併せて二重の利得に浴することが出来るわけである。此の利益を農家が見通がすわけは無く、其の結果全國的に見たる生産量は却つて増加を見るといふ豫期に反する成績を擧ぐることになるべきを計り難い。増産にはならずとも減産の目的を達し得べからざることは、農業生産が紡績などの如き工業生産と異なり、集約度の如何に依つて同一面積から多くも少くも收穫を擧げ得る性質のものであり、メカニカルには生産制限の推算の出來難いことから考へて、何の不思議もない次第である。斯くて此の政策は補償金のみ徒らに多額を要し國庫の財政負擔を増すばかりで、所謂くたびれ儲けに終るべきを思はしめる。養蠶對策上に於ける桑園整理の現狀(註)、或は米國に於けるA

AAに關する違憲判決問題に伴ふ減反補償金制度の失敗の如きは、之を如實に物語るものである。

されば生産制限の目的を達せんと欲せば、どうしても間接的に價格の上から働を及ぼして行くのである。現時の如き價格經濟の世の中に在つては、價格は實に生産と消費との兩方面に對してバロメーターたる働を爲し、其の昂下に從つて生産の調節も消費の調節も自らに行はれ得るのであつて、其の働は實に微妙である。

(註) 桑園整理及改植の現狀

(蠶絲業要覽による)

項	目	昭和七	昭和八
桑園	段別	六五二、五一四・二	六四〇、一七八・〇
整理桑園	段別	三二、一一六・三	二一、〇七六・九

整理改植交付金額	内 譯	
	改	理
整理改植交付金額	一五、七五八・八	九、一〇六・五
桑園に對する整理桑園率	一六、三五七・五	一一、九七〇・四
整理桑園一町歩當交付金	三、七九九、五三九 _円	二、五三六、二八一 _円
	四・九 _%	三・三 _%
備考 整理及改植交付金は豫算による	一二八 _円	一二〇 _円

自然的減反の發生

仍て之を考ふるに、今外地米の移入許可制が行はれたとして、其の制度の下に依然として外地に於ける米穀生産が増加の歩調を取つて進んで行つたとしたらどうなるであらう。外地米は移入許可量以上に生産されて外地に於ける供給過剰となる結果外地に於ける外地米価格は下落することにならざるを得ない。下落しても其の値頃がすべての生産者の生産費に對してまだ採算の取れる程度のものであることを假定すれば、その限りに於ては増加する生産が其のまゝ續けられるであらうけれども、一定程度の下落を見るやうになれば、生産費の比較的多くかゝる生産者は段々不引合に陥り其の生産を縮小するか廢止するかしなければならなくなり、學術的にいへば、漸次に限界生産者が淘汰されて限界範圍が縮小されることになるべきは、數の免れざる所である。

斯くて即ち移入許可制が行はれるれば、外地米の生産調節は自然的に表はれて來るといふ立言が成立つことになる。即ち生産制限を命令したり割當てたりしなくとも、獨りでに價格に對する經營採算の働に依つて生産は調節されるのであつて、價格經濟の妙味は此所に存する。

そして其の場合に何が故に外地米についてのみ斯くの如き生産調節が行はねばならぬのか、内地米に對しては何故それが行はれるやうにしないのかといふ例の平等待遇論の觀點からの非難が表はれて來ることであらうが、繰返していふ如く、元來現今の實狀に於て内地の米穀需要に對して供給の多過ぎることあるのは、内地米についてではなく外地米についてであるのだから、供給過剰の狀態を出現せしめる程生産の増加を來したその外地米に於て生産調節の行はるべきことは理の當然である。作つても作り足りない内地米について生産制限だとか調節だとかいふことを考へることすらおかしいのである。自由放任の經濟狀態に於てならともかく、苟も國策として上に明示したやうな目的の下に米價政策が行はれるものである限り、其の政策下に於ける生産調節は外地に於て行はれて然るべきものである。

外地に於ける米食の増加

次に考へられることは、右の事情に關聯して、外地米移入許可制が行はれた結果として、外地に於ける米價が下落するに至れば、彼地特に朝鮮に於ける米食が増進するに至るであらうことである。若又外地に於ける米價は下落しなくても内地への移出量以上多分に米の生産が行はるれば、自然外地に於ける米食は増加することになるであらう。そして此事は彼地の人々特に一般農民其の他所得の少い階級の人々に取つては、決して悪いことではなく、寧ろ喜ぶべき現象と見なければならぬ。現狀に在つては前に數字を掲げて之を示したやうに、朝鮮などに於ける米の消費量は段々減少して來て居り、其の狀洵に著しきものがある。之は決して朝鮮に於ける農民其の他一般の人々が米以上の美食をするに至つたが爲めに米の消費量が減じたのではなく、米は高く賣れるから出來得る限り多

量に之を賣却し、自家の食料は粟其の他の雜穀を代用し、甚しきに至つては草根木皮を食つても米を賣つて金錢所得にありつかんとするのが實狀である。從て其の現象は保健上からも社會經濟上からも決して喜ぶべきものではなく、もつと朝鮮では一般が米を食するやうにならなくてはならない。其の爲めには、今移入許可制が布かれて外地で米價が幾らか下落するなり、賣るにも餘り多く賣れないやうになつたりして、一般が米食に移ることの出来るやうに、若くは失つた米食を回復し得るやうになることが望ましいことたるを否み難いのである。稗其の他の雜穀を食つてまで、折角作つた米を賣つて金にする現狀は寧ろ淺ましいものと見て差支ないであらう。然かも斯くの如くにして米を賣つて一番儲けるのは大多數の小農民ではなく、地主と米商人とであること既述の如しだとするならば、外地米を優待して其の價格を高からしめ益々其の移出量を増加せしめるといふ從來の實狀若くは今後の方針は、眞實には彼地に於ける大多數の小農民の爲めにはならないで、資本主義的農業經濟關係者たる地主と米商人とを肥やすといふ結果に終つてしまふわけである。此點は米價政策を論ずる者の慎重熟慮すべきことである。

政府買上の廢止に依る負擔輕減

次に考へられる米穀移入許可制の齎らすべき效果は、之を行ふことに依り、内外地を通じて政府に依る米の買入を廢止することになるが爲めに、從來之に要したる費用を節約するを得、米穀統制に關する特別會計を廢止することになり、事務的經費は極めて僅少で済み、買入及び保管に要する費用を免れ、品傷其の他に依る損耗と値下りに依る損失とを受けないで、國庫の負擔を輕減し殆んど負擔らしい負擔をしないうで濟むことになる點これである。

從來の米穀政策に伴ふ最大の困難は何といつても之に伴ふ國庫負擔が多大で、經費も相當巨額を要する所へもつて來て、損失額巨大に上ぼり、特別會計は二進も三進も行き得ない實狀に在ることであつた。損失額既に二億數千萬圓に上ぼり、就中借入金の利子と米穀證券の割引料とで一億圓からのものを負擔し、それに事業費六千萬圓を要する上に、災害の損失と賣却損及び評價損で七千萬圓以上に上ぼると傳へられてゐるやうでは、何とかして一日も早く之を整理しないでは、特別會計は全く行詰る外はないのである。特別會計の行詰は結局は一般會計上の赤字たる性質を有する以外の何者でもなく、さなきだに赤字に苦む我國の財政に對して實に一大癰種たること否定し難き所である。茲一二年は不作の結果米價昂騰して買上を要する所なきを得てゐるけれども、其の中又豐作が出現して買上を餘儀なくせられる場合には、特別會計の借入限度八億五千萬圓に對する餘力約四億圓と稱せらるゝ所を以てしては、十分に之に應じ得られなくなるのみならず、買上げて政府の所有する米穀は現在既に二億圓に近いものであらうが、買上ぐれば買上ぐる程愈々其の量と價格とを増して、全く背負ひ切れないものになつてしまふ恐れがある。之を賣却處分し得る時期は中々現はれては來ないで、特別會計は米俵の重壓の下に押潰ぶされてしまふことにならざるを保し難い。

此の特別會計の窮狀を救ひ、之を根本的に整理して國庫負擔を輕減することは、之れ亦一つの米穀政策上の急務であるが、今日迄のやうに、政府が賣渡申込に對して無制限に買上を行ふ立前を持續する限りは、特別會計の此の困難を救ふ道はあり得ない。買ひ入れても買ひ入れても、臺灣及び朝鮮に於てよ

り以上に生産が増殖してそれが自由に大手を振つて移入されて來た日には、とても買入に依つて供給過剰の洪水を酌み盡し得られるものではない。幾ら損失になつても幾ら老大な赤字を出しても、そんなことはお構ひなしに買入を行つて、買上げたものは海へ捨てるか焼いてしまふかしない限りは、買入政策に依る米價調節が十二分の功を奏し得るものではない。然しそんな亂暴は言ふべくして決して行ひ得べからざる所であるからには、何とかして供給過剰に至る其の洪水を塞ぐ道を講ずる外はなく、それには移入許可制に依つて過剰米の流れ込む道を適當の大さのものとすることが最も簡單で有效な方法である。

米穀需給特別會計の整理

此の方法を採用することに依つて米の買入政策を放棄しさへするならば、特別會計を設けて置くほどの必要もなくなり、其の廢止と共に特別會計從來の損失を其の全額に互つて一と思ひに整理し、整理公債でも發行するならば、一度思切つて其の手術を行ふだけの苦痛を忍ぶことに依つて問題は片付くのである。其後に損失を重ねる道がなくなつてしまふから、これこそ根本的の整理であり得る。吾人は特別會計のこの根本的整理を行ふことの必要實に緊迫せるものあるを思ふ者であつて、今のまゝに姑息なことをして其日々々を送つて行くならば早晩全く進退谷まるに至るべきを恐れる。此の憂慮からも吾人は此際斷然と外地米の移入許可制を布き禍を根底から除去する道を考へることの急務中の急務たるを信ずる者である。

九 内地米に對する方策（價格公定制の維持）

内地米作の自由維持

以上論ずる所に依つて吾人の提案は、その主旨も理由も明かになつたことゝ思ふ。そこで内地米に對して如何なる方策を採るべきかといふことも、既に自ら示唆せられた次第であるが、尙ほ少しく之に關して所見を陳べて置くことにする。

我國米價政策の實行上の重點が外地米に存し、その移入に對して許可制を布くことに依つて米穀需給關係を調節して、その調節の働に依つて米價の調節を圖ることに方策を定むるからには、大體に於て内地米の價格に對してはあまり政策らしい政策を講ずる必要はないのであつて、之を講じなくても米價の安定は一通り實現されなければならない筈である。即ち外地米を調節辦として、その年々に於ける移入量を適當に限定してその範圍内に於て移入を許可する制度と爲すからには、その移入量の限定に關する適宜性を失はない限り、詳言すれば、その年々に於ける需給推定量を誤らず、之に應じて適正なる移入許可量を定むる限り、年々の米穀需給關係は都合よき適合狀態を現出する筈であるから、從て米價は安定しなければならない筈である。そして内地産米に關する限りに於ては、元之れ需給適合の限界より遙かに離れたる範圍内に在るものなれば、之に關しては需給關係上格別の工作を施す必要はなく、大體これを放任して置いて然るべきものである。

外地米の季節的移入調節

けれども何分にも内地に於ける需給適合量は大體に於て七千萬石を出入する巨額に及んでゐるのであるから、年々の作柄の豫想や、出盛期及び端境期に於ける市場實際の需給狀況等に従つて、米價は全然之を自由に放置すれば、季節的に相當大幅な變動を爲すを免れ難いであらう。いふ迄もなく出來秋には市場に供給が殺到して米價を下落せしめ、端境期に近づくにつれて品がすれの爲めに價格の騰貴を來し、其の間かなり大きな値開きを示すことにならざるを得ない。併しこれは消費者の側に於ても困ることであるが、生産者特に出來秋に賣急ぎを餘儀なくせられる經濟狀態に在る大多數の小農民に取つては、最も好ましからざる所である。殊には其等小農民中の少からざる部分のものは、端境期近くには自家用飯米に事を缺いて買食をしなければならず、生産者たり從て供給者たる地位を失つて消費者として需要者の地位につくものなるに於てをや。

此の季節的な米價變動を防ぐ道としては、先づ第一には、外地米の移入量を許可する際に季節的に其の量を適當に考慮して、所謂月別平均的に若くは逆に出來秋に少く端境期に近づくに従て漸次多量に移入許可量を定むる道がある。そして之は是非とも行はなくてはならない所で、其の働が有効に然かも圓滑に表はれて來ることの爲めには、外地に於ける倉庫設備、金融關係等を整へることに政府も民間も共に力を致すべきであり、又産業組合的な生産者の結成に對して助成策を講ずべきであつて、其の働が十分有効に表はれて來るならば、何しろ年々七、八百萬石から一千萬石といふ巨額に上ぼる移入を行はなければならぬ實狀なのだから、内地に於ける米價の季節的安定は相當確實に招來せらるべきことを豫想し

得られる。

内地自治組合の助成

それに又第二の働としては内地に於ける米穀販賣組合、若くは出荷組合等の働と金融關係の援助とに依つて、内地米に關しても十分なる平均賣的供給調節が行はるべきであり、それは益々助成されねばならぬものであるから、此の機能に依る季節的調節が期待され得る次第である。

近年の實狀としては、此の方面の機能は著しく有効になつて來てゐるから、今後益々其の働の有效化を期待することは決して無理な註文ではなく、その働と移入外地米の季節的數量調節とが相俟つて進み行くならば、米價の季節的安定も大體に於ては實現せらるべきものと見て差支ない。從て米價政策上に於ては此等の働を助成する必要こそあれ、直接に米價政策として發動すべきものは無いやうに見えるのである。

現行制高制低價格の維持

併し乍ら、今少しく詳かに我が米價政策の根本義を考へ根本に於てそれが目的とする所を見るならば、やはり内地に對しても、現行の米穀統制法が行つてゐる所の公定價格の決定といふことだけは之を持続する必要がある。其の理由如何にといふに、元來米價政策は其の根本に於て内地農民就中其の大部分を占むる小農民の經濟の安固を計りその經濟的獨立を保障しその社會的存在を確保することを以て目的と爲すものなれば、米穀生産に關しては大體に於てその生産費を保障するに足る價格を實現せしめんことを任務とする次第である。これ現行法が所謂中庸生産費を中軸として之に物價其の他の經濟事情を參酌して最低價格を公定する所以である。そして此の主旨は吾人の提議する外地米移入許可制を行ふについても何等變動すべきものではないから、やはり内地に於ける最低價格の

公定は之を行ふ必要あり、その算定方法等は、未だ完全なりとは謂ふべからずとするも暫くは現行法のまゝに之を行つて差支ないと思はれる。

然らば最高價格はといふに、これ亦米價政策が苟も國家の行ふ政策である以上、たゞ一方的に生産者たる農民の利害のみ考慮して他方一般消費者の利害を顧みないでよい筈のものではないといふ根本的な理由により、特に労働者其他小所得の人々の生活費を調査して之を中軸としてやはり物價其他の經濟事情を參酌して之を定むることになつてゐる現行制は、之を持続すべきものなること勿論である。そしてその實際の定め方は現行制はまだ所謂家計米價なるものゝ算出が十分に行はれない關係上暫定的な方法を採用してゐるが、之は實施の技術上今の所止を得ないことであるから、やはり現行制を其のまゝに持續する外はない。そして漸次に家計調査に依る最高米價標準が明かになるにつれて、實際の決定方法を改善して行けばそれでよいのである。試みに現行制度の下に於ける價格公定的方式を示せば、法律及勅令の規定する所次のやうである。

價格公定的方式

一、米穀統制法（昭和八年三月二十九日法律第二十四號）

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年米穀ノ最低價格及最高價格ヲ公定シ之ヲ告示ス

前項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ定メラレタル最低又ハ最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物價ノ變動著シキ場合又ハ米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生シ若ハ生スルノ虞アル場合ニ於テハ之ヲ改定スルコトヲ得

二、米穀統制法施行令（昭和八年十月二十三日勅令第二百八十號）

第一條 米穀統制法第二條ノ最低價格及最高價格ハ毎年十二月東京市及大阪市ニ於ケル價格ニ付之ヲ公定ス

前項ノ最低價格及最高價格ハ當該年産ノ内地米ニシテ農林大臣ノ告示スル銘柄及等級ノモノニ付之ヲ定ム

第二條 最低價格ハ農林大臣ノ定ムル標準最低價格ヲ農林大臣ノ指定スル銘柄及等級ノ米穀ノ最低價格ノ總平均タラシムル計算ノ下ニ命令ノ定ムル所ニ依リ格差ニ從ヒ各銘柄及等級ノ米穀毎ニ之ヲ定ム

前項ノ標準最低價格ハ當該年産米穀ノ生産費ニ運賃諸掛ヲ加ヘタル額ト米價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ニ基キ農林大臣ノ定ムル價格トノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

前項ノ農林大臣ノ定ムル價格ハ米價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ノ下値一割ニ相當スル價格ト下値二割ニ相當スル價格トノ範圍内ニ於テ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第三條 最高價格ハ農林大臣ノ定ムル標準最高價格ト前條ノ標準最低價格トノ差額ヲ前條ノ規定ニ依リ定メタル各銘柄及等級ノ米穀ノ最低價格ニ加ヘ之ヲ定ム

前項ノ標準最高價格ハ當該年ニ調査シタル家計費ヲ基礎トシテ算出シタル價格（家計米價）ト米價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ニ基キ農林大臣ノ定ムル價格トノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
前項ノ農林大臣ノ定ムル價格ハ米價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ノ上値二割ニ相當スル價格ト上値三割ニ相當スル價格トノ範圍内ニ於テ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム
第七條 米穀統制法第二條第三項ノ規定ニ依ル最低價格又ハ最高價格ノ改定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ第三條ノ規定ニ準シテ之ヲ行フ
米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生シ又ハ生スルノ虞アル場合ニ於テ最低價格又ハ最高價格ヲ改定スルハ九月一日以後ニ限ル

米穀調節上の基準價格（米穀要覽による）

告示年月日	公定價格		率勢米價又ハ物價參酌値	備考
	最 低	最 高		
昭和 六・七・一	一八・二八	二七・四二	二二・八五	米穀法第四條ノ價格
一一・二三	一六・三一	二四・四七	二〇・三九	
七・四・一 （改定） 一〇・六 （改定） 一二・二六	一七・九一	二六・八七	二二・三九	
（改定） 一〇・六 （改定） 一二・二六	二〇・五八	（最低價格ノミ改定）		
一二・二六	二〇・八六	二九・五七	二四・六四	米穀統制法施行令第二條及第三條ノ標準價格
八・一一・一	二二・七〇	三〇・五〇	二五・二六	

一一・一九	二三・三〇	三〇・五〇	二四・四一	"
九・一二・二一	二四・三〇	三一・五〇	二四・八八	"
一〇・一二・二七	二四・八〇	三三・二〇	二七・二二	"

内地米價格表（米穀要覽による）

年次	平均	最高	最低	實數	最高ト最低トノ値開	平均ニ對スル割合
明治 四三	一二・六三	一六・一〇	一一・〇〇	五・一〇	五・一〇	四〇・四
四四	一七・〇七	二〇・一〇	一五・〇〇	五・一〇	五・一〇	二九・九
大正一	二〇・一五	二五・〇〇	一六・〇〇	九・〇〇	九・〇〇	四四・七
二	二一・五八	二三・一〇	二〇・二〇	二・九〇	二・九〇	一三・四
三	一七・三九	二一・〇〇	一二・七〇	八・三〇	八・三〇	四七・七
四	一三・〇二	一四・七〇	一〇・六〇	四・一〇	四・一〇	三一・五
五	一三・二一	一四・六〇	一一・九〇	二・七〇	二・七〇	二〇・四
六	一八・五七	二五・〇〇	一五・一〇	九・九〇	九・九〇	五三・三
七	三〇・〇一	四五・五〇	二三・三〇	二二・二〇	二二・二〇	七四・〇
八	四三・八九	五三・五〇	三四・七〇	一八・八〇	一八・八〇	四二・八
九	四八・五六	五五・七〇	三三・四〇	二二・三〇	二二・三〇	四五・九

一〇	二九・二〇	四一・六〇	二五・〇〇	一六・六〇	五六・八
一一	三六・八五	四一・七〇	二九・九〇	一一・八〇	三二・〇
一二	三一・五七	三六・二〇	二五・七〇	一〇・五〇	三三・三
一三	三七・六四	四三・〇〇	三四・九〇	八・一〇	二一・五
一四	四一・九五	四五・八〇	三八・八〇	七・〇〇	一六・七
一五	三八・四四	四二・二〇	三六・三〇	五・九〇	一五・三
昭和二	三五・九三	三八・三〇	三二・七〇	五・六〇	一五・六
三	三一・三八	三四・九〇	二八・八〇	六・一〇	一九・四
四	二九・一九	三一・四〇	二七・七〇	三・七〇	一二・七
五	二七・三四	三一・六〇	一七・六〇	一四・〇〇	五一・二
六	一八・四六	二一・六〇	一六・九〇	四・七〇	二五・五
七	二〇・六九	二二・九〇	一七・〇〇	五・九〇	二八・五
八	二一・四二	二四・二〇	一九・八〇	四・四〇	二〇・五
九	二四・九〇	三一・一〇	二一・六〇	九・五〇	三八・二
備考					

本表の價格は深川正米市場の内地玄米中米標準相場（一石建）に依り「平均」は年度内各月相場を平均したるものを掲げ「最高」及「最低」は年度内日別相場より其の最高値と最低値なるものを掲げたるものなり

此の理由以外に今一つ公定價格持續の必要を理由づけるものは、移入許可量を定むるに當つて、年次

的にも月次的にも、公定價格と市價との關係が、其の目標となり得て、たゞ需給の推算といふ數量的推定以外に今一つの目安を提供し、移入量の裁定をして誤算なきを得せしむる上に寄與する所多大だといふことである。需給量の推定のみを以てしてもその統計が飽迄正確であり得るならば移入許可數量の適當性をかなり正確にすることが出來得べき筈であるけれども、現在に於ける米穀統計の實狀を以てしては、かゝる正確さを保證することは殘念ながらいまだ出來難い有様である。従て其の數量的査定以外に之と併せて價格といふバロメーターを目安に用ひることは、甚だ適當といはなければならぬ、然しそのバロメーターとしての價格はたゞ市價の上下を見るのみで、其所に公定價格といふやうな標準がなかつたならば、とかく任意的になり易く、移入許可量の實際數字を定めるについては、それでは大して役に立ち得ない。たゞ公定價格といふ上下の定まつた標準があつて、之に對してバロメーターとしての米穀市價が上つて最高價格に近づいたり、下つて最低價格に近づいたりすることに依つてのみ、移入數量決定上の正確なる見定めはつき得易かるべきである。此の意味に於て數量と價格との上よりする二重の推算標準が必要とせられる次第で、公定價格制維持は此の正しき理由に依つて肯定されなければならぬ。

斯くの如き必要上から内地米に對しては、公定價格制が維持せらるべきであるが、其の他に關する現行制は當然廢止せらるべきであつて、現行制の眼目を爲す政府の買上も固より之を止めてしまふのである。

さうすると問題になることは、折角公定價格を定めても、政府の買上が行はれなくなれば、その公定價格を實際に維持することは出来なくなるであらう。現行法の下に於ては、米穀市價が公定最低價格を下らんとする時には、政府は申込に應じて幾らでも最低價格を以て買入を爲し、反對に又市價が公定最高價格を突抜けて騰貴せんとする際には政府は幾干量でも手持のある限りは申込に應じて賣渡を行ふといふ立前になつてゐるからこそ、公定價格の維持は出来得べきである。然るに今此の買上賣出の働が行はれなくなつた日にはどうして公定價格の維持が確實に期待され得るか、甚だ困難でなければならぬといふのがその議論である。

移入數量に依る價格調節

此の心配は洵に尤もな心配であるが、然し移入外地米の許可制限が嚴格に行はれて、密移入が防止せられ、内地に於ける需要量に對する供給量の適合が正確に行はれるやうに政策の實行が顯はれてさへ来るならば、公定價格の維持は出来得べき筈のものである。政府は買上を行はない代りには其の必要のある如き米價下落の勢の存する時には、移入許可量を縮少すればよいのだし、又持米賣渡の必要があるが如き米價の騰貴の際には移入許可量を増加せばよいわけで、然かも其の許可量の増減は政府自ら買上や賣渡を爲すよりも手續が簡單である筈だから、却つて敏速簡便に行はれ得て、其の働に依る公定米價の維持は現行制の下に於けるよりも却つて有効適確に行はれ得べしとも考へられる。尤も之は行政實際上の問題に屬するから必ずさうなり得ると斷定は出来難いが、併し制度の上からいへば、さうなり得べき筈である。少くとも制度の改變されることに依つて此の點が現状以上に

困難になると斷定は出来ない。

米穀取引所の活用

それに尙ほ考へなければならぬことは、米價が公定價格を突破せんとするが如き米界異常な時期に當つては、米穀取引所の如きは、努めて政府の政策を支持し、公定價格の維持が實現され得るやう、國策に對して補助的な働を爲すべき筈のものである。斯くてこそ甫めて取引所は公的機關としての使命を果し得るわけであり、又之を果し得るやうに取引所の改善も行はれなければならぬ。吾人はこの補助的機關としての公共任務を果さすべきことの爲めに取引所の存置と其の制度改善とを希望するものであつて、その限りに於て取引所は國民經濟上有用な機關であり存續に値する。

然るに從來に於ける實際の状態から之を見るならば、或は取引所は國策に對して寧ろ之を切崩さんとするが如き働を爲し、米價が下落せんとする際には愈々之に拍車を加へてどこまでも下落することを喜び、又米價騰貴の際には益々其の勢を煽つて公定價格を超えて天井知らずに騰貴することを喜び、價格の斯くの如き大幅な昂下に依つて投機的な利得を占めることが取引所自體の目的であるかの如き感を懷かしむる嫌なきにしもあらざる状態であつた。此の状態を眞實のものと見るならば、取引所の存在することに依つて、公定價格の維持は却つて困難を感じることになると謂はなければならぬが、然し斯くの如きは到底取引所なるものゝ本來の使命であり得ざることは言を俟たざる所である。果して斯くの如くんば是非とも其の組織機能について根本的な改革を行ひ、やゝもすれば非難さるゝが如き投機的機關たる譏を被ることなからしめ、國策と相倚り相扶けて其の任務を行ふ所の國民經濟上の公共機關たる實質を備

へしめることにしなくてはならぬ。此所に取引所改善の根本意義が存する。殊に從來の自由主義的經濟態度が改められ、國策を行ひ公共的統制の期待せらるゝ現代の時勢に於ては、必ずや斯くの如くならなくてはならない筈のものである。そして取引所なるものは此の公的任務を帶び之を實現する所の國民經濟上の機關として其の存在を確保し得べき筈のものであつて、若しそれでは存在が續けられ得ないといふやうな實狀が有るならば、それは取引所の組織、その機能、取引所員の業務などの上に性質的な又は慣習的な缺陷が存し、その缺陷が取引所の本然性を誤らしめる次第であるから、その組織機能等に關してその見地よりする改革を施すべきである。今や取引所問題は米穀政策の進展に伴つて現實の問題となつてゐるが、吾人は斯くの如き改革を施すことに依つて之を存置し、其の公的任務を遂行するを得るものたらしめんことを希望する。

米穀統制法の如きが行はれ、米價の最高最低が公定されてゐるやうな狀態の下に於ては、米穀取引所は其の機能を發揮し難く、取引員は業務が持續し難いといふ議論は、今日其の道の人々に依つて盛に唱へられてゐる所である。成程從來のやうな取引狀態を以てしては値幅の限定された狀態下ではさういふ實狀にあるかも知れない。けれども米穀に關する取引所取引は從來のやうな實狀でなくてはならぬといふことはないのであつて、徒らに米價の變動するを喜び其の變動の度數と幅との大であるほど取引に面白味があり業務が繁昌するといふのは、畢竟米價變動に依る利鞘を儲けることを目的とし、轉賣買戻に依つて其の間に生ずる差金をのみ目的とするやうでは、取引はとかく架空的な需要と供給とに立脚し

て、純然たる投機取引と化してしまふことになり易い。此弊を除いて取引所取引が眞に國民經濟上の公的機關としての機能を發揮する場合には、その働に依つて價格は安定し、需要供給の實狀に合致するものとなるべき筈である。取引所としては正に斯くの如きをこそ企圖すべきであつて、その目的と任務の下に於てすれば、取引に伴ふ營業利益こそ低減することありとも、取引所取引の成立し得ない筈はない。そして其の機能はよく米價安定を所期する國家政策と一致し得べき筈であり、取引所は國策に對して其の補助的機能を發揮することになり得べきものである。

産業組合と中小商業との調和

次に公定米穀維持のために國策に對して補助的な働を爲すべきものは産業組合を中心とする共同組合でなければならぬ。これは米穀の販賣組合及び其の聯合會を中心として米穀の需要に對して其の供給を調節し、特に小農家が出來秋に賣急ぎを爲すことを防ぎ、米價の季節的安定を計ることに貢獻すべきである上に述べた所に關聯するのであつて、其の働が十分有效に行はれるならば國家の米價政策は之と相扶けて益々其の効果を發揮し得べき筈である。そして此等の共同組合組織が益々發達して其の取扱ふ米穀量が増大すればするほど、米穀の供給狀態をかなり精確に知ることが出来るやうになるから、之に應じて移入許可量の調節を爲すことが容易になり得べきである。何れにしても産業組合其他共同組合が發達することは、米穀政策を行ふ上には便宜を増すものたるを否み難い。

彼の反産運動の如きは、只管産業組合の進出を恐れ之を阻止することに熱中してゐる有様であるが、

産業組合にしてよく其の本質を守り國民經濟上に荷へる其の公的任務を踏違へないやうにして、たと獨り農民の利益を増進することのみを念とせず、常に廣く國家的見地から判斷して適正の行動を取る限りは、その進出は決して商業利益を傷害するものではない。之に反對する商業者側に於ても亦ただ獨り自己の利益のみならず、やはり常に廣く國家的見地から物を見るやうにすることが必要であつて、兩者が共にこの公的見地に立つ限りは、其の間に兩立し得べからざるが如き利害の相反を見るべき筈はないのである。米價政策に關しても事理に相違あるべき筈はなく、吾人は共同組合の發展とそが國策に對して益々賦與貢獻する所あるべく努力せんことを希望せざるを得ざるものである。

十、米穀對策案要綱

以上各項に於て述べた基本的條件に依り米穀對策要綱を概述すれば次の如くである。

- 一、政府ハ毎年内地ニ於ケル米穀ノ需給推算ヲ行ヒ米穀ノ數量及市價ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ圖ル
- 二、政府ノ米穀需給推算ハ毎年内地ニ於ケル第二回豫想收穫高、十一月一日ノ米穀現在高及過去ノ消費狀況ヲ參酌シタル米穀消費見込高及理想持越高ヲ基礎トシテ之ヲ行フ
- 三、政府ハ内地ニ於ケル米穀ノ供給推算量不足シタル時ハ其ノ不足量ハ外地米ノ移入ニヨリテ之ヲ補給ス

外地ヨリノ米穀移入ハ總ヘテ政府ノ許可ニヨル

- 五、移入米穀數量ハ内地ニ於ケル需給ノ推算上月別平均的ニ之ヲ定ム
- 六、米穀ノ移入ハ政府之ヲ行ハス民間業者ヲシテ行ハシム
- 七、米穀ヲ移入スルヲ得ル民間業者（個人、組合、會社）ハ政府之ヲ指定ス
- 八、政府ハ毎年米穀ノ最低及最高價格ヲ公定シ之ヲ公示ス
- 九、前項ノ公定價格ノ決定ハ現行米穀統制法ニ準據シ米穀生産費、家計費及物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

十、現行米穀統制法及米穀需給調節特別會計法ハ之ヲ廢止ス

十一、政府ノ所有米ハ米穀統制法及米穀需給調節特別會計法廢止ト共ニ整理ス

十二、内外地ニ於ケル産業組合ヲ助成シ米穀需給ノ圓滑化ニ貢獻セシム

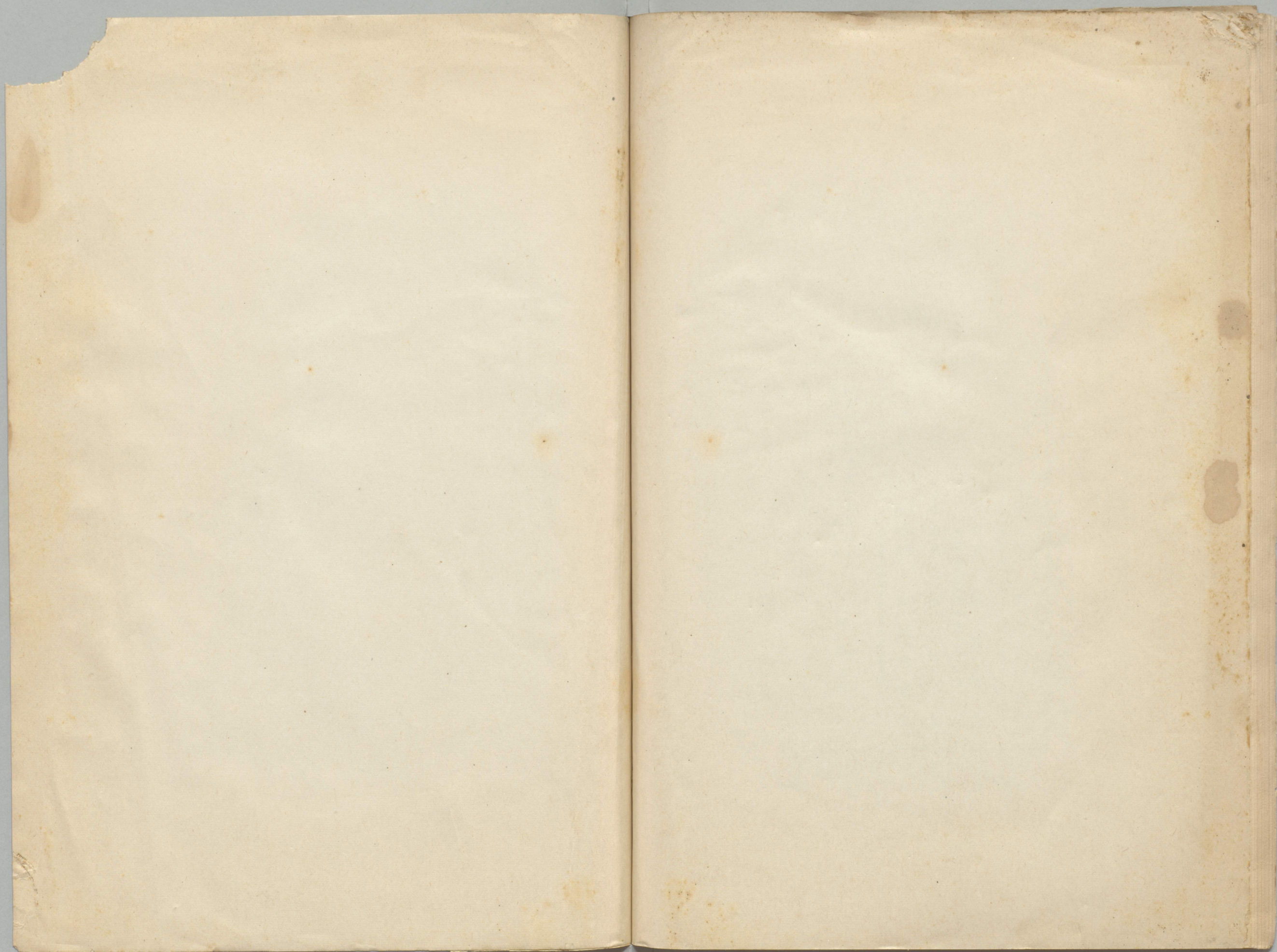
十三、米穀取引所法ヲ改正シ政府ノ米穀政策ニ合致スル様其機能ヲ發揮セシム

【非賣品】

代表者 中村 茂

東京市京橋區銀座西八ノ五

印刷所
民友社印刷所



昭和十一年四月
米穀政策（第二案）

國

政

件

2004.11.10

群馬県立図書館



0704582-6